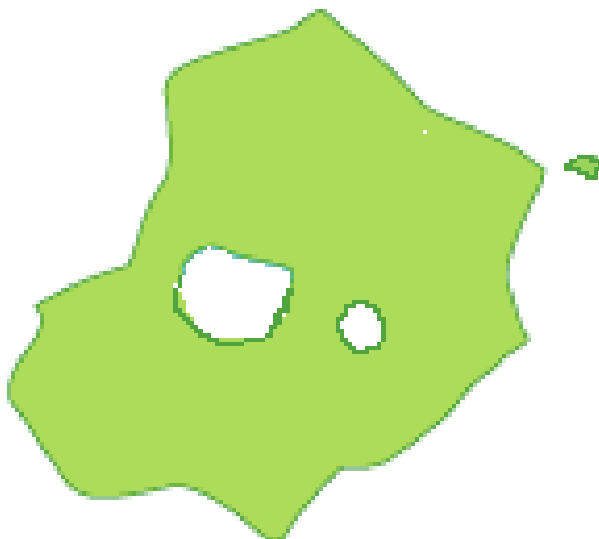


新 市 建 設 計 画

指宿市



指宿市

(令和 2 年 12 月一部改訂)

(平成 27 年 12 月一部改訂)

(平成 17 年 1 月指宿地区 3 市町合併協議会)

目 次

第1章 序論	1
1 はじめに	1
2 まちづくりの課題と合併の必要性	2
(1) 地方分権	2
(2) 少子・高齢化の進行への対応	2
(3) 地域間競争の時代への対応	3
(4) 市町村行政の広域的な対応	3
(5) 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応	3
3 新市建設計画策定の方針	4
(1) 計画の趣旨	4
(2) 計画の構成	4
(3) 計画の期間	4
第2章 新市の概況と主要指標	5
1 面積	5
2 人口構造	5
3 産業構造	7
(1) 就業人口	7
(2) 市町内純生産	7
(3) 人口1人あたり市町民所得	8
4 主要指標の見通し	9
第3章 新市建設の基本方針	10
1 新市建設の基本理念	10
(1) 『地域資源を最大限活用』するまちづくり	11
(2) 『生活の質の向上』をめざすまちづくり	11
(3) 『人づくり』を重視するまちづくり	12
2 新市の都市像	13
(1) 将来都市像	13
(2) 都市構造	17
(3) 土地利用方針	19
3 ゾーン別振興方向	20
(1) ゾーニング	20

(2) ゾーンごとの整備方針	21
4 分野別振興方向	24
(1) 社会基盤	24
(2) 生活環境	24
(3) 産業経済	25
(4) 保健医療福祉	25
(5) 教育文化	26
(6) コミュニティ	27
(7) 行財政	27
第4章 新市建設の根幹となる事業（分野別基本計画）	28
1 社会基盤	30
(1) 生活・産業・観光のインフラとしての道路・交通網の確立	30
(2) 新市の顔となる魅力あふれる市街地の形成	31
(3) 市民サービスの利便性向上に向けた情報通信網の整備	32
2 生活環境	33
(1) ゆとりとやすらぎに満ちた居住空間の整備	33
(2) 環境と共生するライフスタイルづくり	34
(3) 市民生活や農業を支える良質な水の安定供給	35
(4) 市民の財産を守る消防・防災体制の構築	36
(5) 安全で安心して暮らせる地域社会の構築	36
3 産業経済	37
(1) 農林水産業の高度化・高付加価値化の推進	37
(2) 温泉等の多彩な地域資源を生かした国際的な保養観光地の育成	39
(3) 地域資源を活用した地域企業の育成	40
(4) 地域での雇用を支える商業・サービス業の育成	41
(5) 多様な雇用・就労環境の実現	42
4 保健医療福祉	43
(1) 温泉等の地域資源を活用した健康づくりの推進	43
(2) 子育て支援体制の充実	44
(3) 在宅介護を支える体制の充実強化	45
(4) 地域福祉社会の形成	46
(5) 健康づくり・医療・福祉に係る人材の育成・確保	47
5 教育文化	48
(1) 地域の特色を生かした学校教育等の推進	48
(2) 市民ニーズに対応した多彩な学習機会の提供	49

(3) 地域文化の保存・継承の仕組みづくり	50
(4) スポーツ・コンベンションの推進	50
6 コミュニティ	52
(1) 活力あるコミュニティ組織づくり	52
(2) コミュニティ活動の促進	52
(3) コミュニティ施設の整備・充実	53
7 行財政	54
(1) 市民が主体的に参画する仕組みづくり	54
(2) 行政サービスの効率的な運営	55
(3) 健全な財政運営に向けた取り組みの強化	56
第5章 県事業の推進	57
第6章 公共的施設の統合整備に関する事項	59
第7章 財政計画	60
参考資料	
用語説明	64

第1章 序論

1 はじめに

近年の市町村を取り巻く情勢は、住民の日常社会における生活圏の広域化や地方分権の推進、少子・高齢化の進行、国・地方を通じた厳しい財政環境など大きく変化しています。これらに的確に対応し、住民に身近な基礎的自治体として、将来にわたって良質な行政サービスを安定的に供給し、住民の期待に応えていくためには、これからの地方分権の時代にふさわしい行政体制の整備や行財政基盤の強化が求められています。

さらに、都市基盤や産業、生活環境、福祉、教育などの市民生活を取り巻く分野においても、ますます広域的に取り組まなければならない行政課題が多くなっています。これまでこの地域においては、ごみ処理などをはじめ、いくつかの事業を共同で実施してまいりましたが、今後3市町が一体の都市となって市民の行政需要に的確に対応するよう効率的な財政運営に努め、市民生活の資質向上が図られるよう住民の皆さんと議論していく必要があります。

このような状況を踏まえ、現在、指宿市、山川町、開聞町の3市町がどのような新市建設を進めていくか、また、合併して新市が誕生した場合にどのようなまちづくりが可能かなどを明確にするために「新市建設計画」を策定いたしました。

なお、この計画は新市のめざすべき方向について示すものであり、詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本計画及び実施計画に委ねるものであります。

この計画の策定にあたりましては、あらゆる分野の住民の代表からなるまちづくり会議20人会を開催するなど、住民の皆様から多大なご協力をいただきました。深く感謝申し上げます。

2 まちづくりの課題と合併の必要性

少子・高齢化の進行や住民の生活行動圏域の拡大、地方分権への対応、財源確保の問題など、基礎的な自治体としての市町村の役割は、今後ますます重要になってきます。

(1) 地方分権

平成 12 年 4 月「地方分権一括法」の施行に伴い、自治体の自主性、自立性の尊重、地域住民の自己決定権の拡充が求められており、地方分権は議論から実行の段階に移行しています。これに伴い、行政能力の質的・量的向上が求められ、自治体による政策判断、政策遂行における役割と自己責任能力の重要性が高まっています。

このような地方分権の推進は、地方自治体の自己責任能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域活力などに直接的に影響することが予想されるとともに、独自の条例や基準を設けるなど、今まで以上に行政の政策形成能力が重要になってきます。また、様々な権限移譲に伴い、地方自治体の事務量は増加し、さらに新しい分野での事務の発生やより専門的な判断機会の増加などが予想されます。

以上のような課題を解決するためには、合併することによって、財政基盤や行政機構の強化など地方分権に対する適切な受皿づくりを進め、組織自体の強化を図る必要があります。

(2) 少子・高齢化の進行への対応

我が国では、平成 9 年 6 月にはじめて 65 歳以上の人口が 15 歳未満の人口を上回り、今後も少子・高齢化が進むと予想されます。合計特殊出生率は長期的な低下傾向が続いており、平成 12 年には 1.36 であり、本県においても同年で 1.58 となっています。一方、高齢化率をみると、本県は全国よりもかなり早いテンポで高齢化が進んでおり、中でも新市の高齢化率は 27.3%と本県平均（22.6%）より高くなっています。

これらの少子・高齢化に伴う課題としては、若年層の働き手の減少により経済活力が低下すること、保険・年金の収入減・支出増によりこれらの財源が悪化すること、福祉関連事業への行政負担が増大すること、地区コミュニティの活動が衰退することなどがあげられます。

これらの課題を克服するためには、高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図ることが重要です。また、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など、相互扶助による地区の活性化に向けた体制を構築することが必要です。さらに、若年層を中心とした定住促進を図るとともに、交流人口の増加に取り組んでいくことが必要です。

(3) 地域間競争の時代への対応

交通・情報技術の発達や経済活動の進展に伴い、住民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに越えて拡大しています。新市においても、九州新幹線の一部開業や、国道226号の整備が見込まれるなど、鹿児島市や北部九州などからの時間距離の短縮が図られるため、交流人口の増大などを視野に入れた施策展開が可能になり、新市への社会的・経済的インパクトが期待されます。一方で、高速交通体系の整備によって、地域間の競争がますます激しくなることが予想されます。

将来の地域間競争の激化に対応していくためには、都市規模を拡大してスケールメリットを活かし、その競争力を強化することが必要であり、地域一体的なまちづくりや合併による財政基盤の強化が不可欠となります。具体的には、自然・温泉・文化・農林水産業などの地域資源を活かしながら、都市規模の拡大による効果や相乗効果を導き出し、住民や市域内の事業者の活力を生み出す必要があります。

(4) 市町村行政の広域的な対応

近年の都市化、道路交通網の整備や車社会の進展によって、住民の日常生活圏は、これまでの市町村の範囲を越えた広がりを見せています。現在の3市町の区域は、「明治の大合併」、「昭和の大合併」等により設定されたものですが、その後の交通・情報手段の発達や経済活動の進展に伴い、住民の日常生活圏は区域をはるかに越えて拡大しています。こうした中、住民の生活圏拡大に対応した行政サービスの提供が求められてきており、これまで3市町では、業務の効率化・経費の節減を図る目的として、必要に応じて介護保険、ごみ・し尿処理、消防等に関する一部事務組合を設置し、広域的な事務の共同処理が行われています。しかしながら、既存の事務の共同処理の手法には制度的な限界が指摘されていることや地方分権に伴う国・県からの権限委譲をはじめとする新たな事務事業の制度化により、一つの自治体では対応が困難な広域化・高度化した行政課題が生じてきていることから、合併を通して圏域の拡大を図ることが必要となっています。

(5) 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応

国及び地方の長期債務残高は、平成15年度末で約686兆円（平成15年6月現在：財務省資料）になると見込まれています。一方、小規模な市町村は、住民一人当たりの歳出総額が割高で、国・県からの交付金・補助金に依存している割合が大きいなど、「自立し得る自治体」からはほど遠いというのが現状です。

こうした状況の中で、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、簡素で効率的な行政制度を確立する必要があります。

3 新市建設計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、指宿市、山川町及び開聞町（以下「関係市町」という。）の合併に際し、関係市町の住民に対して新市の将来に関するビジョンを与え、住民が合併の適否を判断するための材料であり、また、合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、よって、本計画を実現することにより、関係市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針及びこれを実現するための基本計画、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後、概ね20年間について定めるものとします。

第2章 新市の概況と主要指標

1 面積

新市は、薩摩半島の南東部に位置し、東部は錦江湾を隔てて大隅半島に相對し、西部及び北部は、顚娃町・鹿兒島市に隣接し、南部は東シナ海に面しています。地域全体の面積は 148.97 k m² で県総面積 9,132 k m² の 1.6% を占めています。

県内の市平均面積 (218.92 k m²) の約 0.7 倍、県内町村の平均面積 (87.94 k m²) の約 1.7 倍となります。

図表 新市と県内市・町村との面積比較

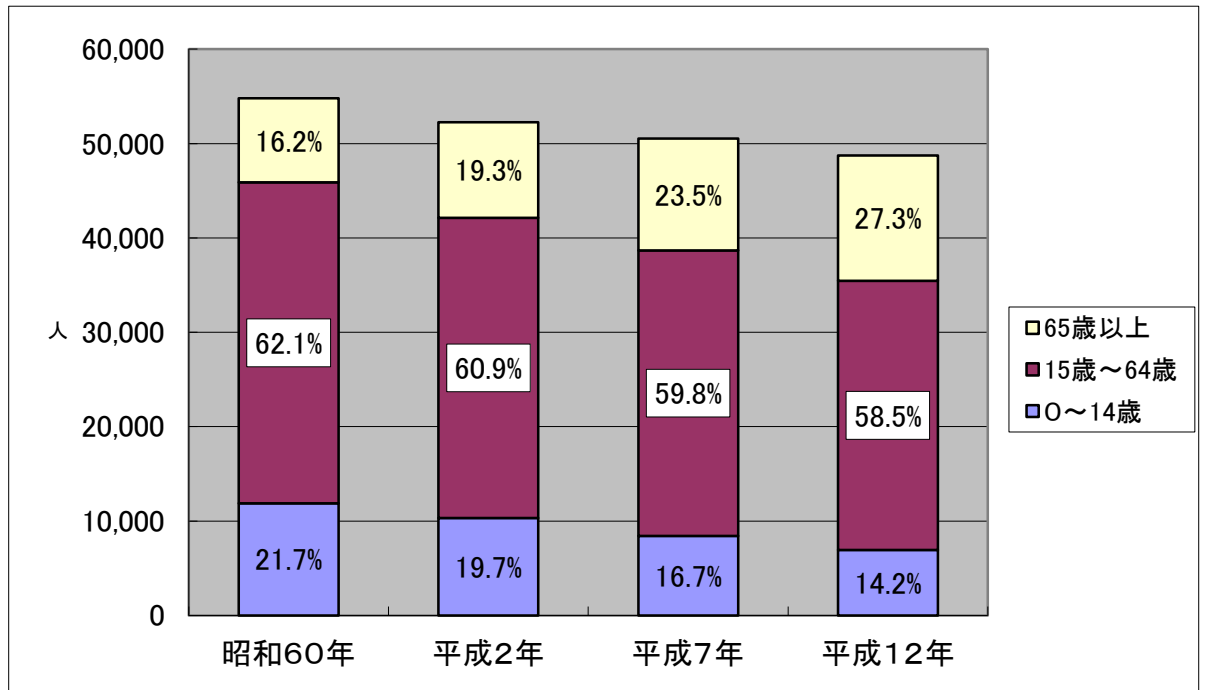
2 人口構造

新市の人口は、平成 12 年国勢調査 (以下「国調」という。) で 48,750 人で県全体の 2.7% を占めています。平成 7 年国調時と比較すると 3.5% の減少で、県全体より人口減少の割合が高くなっています。

また、高齢化率については、平成 12 年国調で 27.3% となっており、県平均の 22.6% よりも 4.7 ポイント高く、今後も高齢化が進行することが予想されます。

なお、世帯数は平成 12 年国調で 19,569 世帯となっており、1 世帯あたりの人口は 2.49 人で、県平均 (2.49 人) とほぼ同じです。

図表 新市の総人口の推移



(資料：国勢調査)

(平成2年は年齢不明がいるため100になりません。)

図表 総人口推移の県全体との比較

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
新市	54,781人	52,292人	50,529人	48,750人
		▲4.5%	▲3.4%	▲3.5%
県全体	1,819,270人	1,797,824人	1,794,224人	1,786,194人
		▲1.2%	▲0.2%	▲0.4%

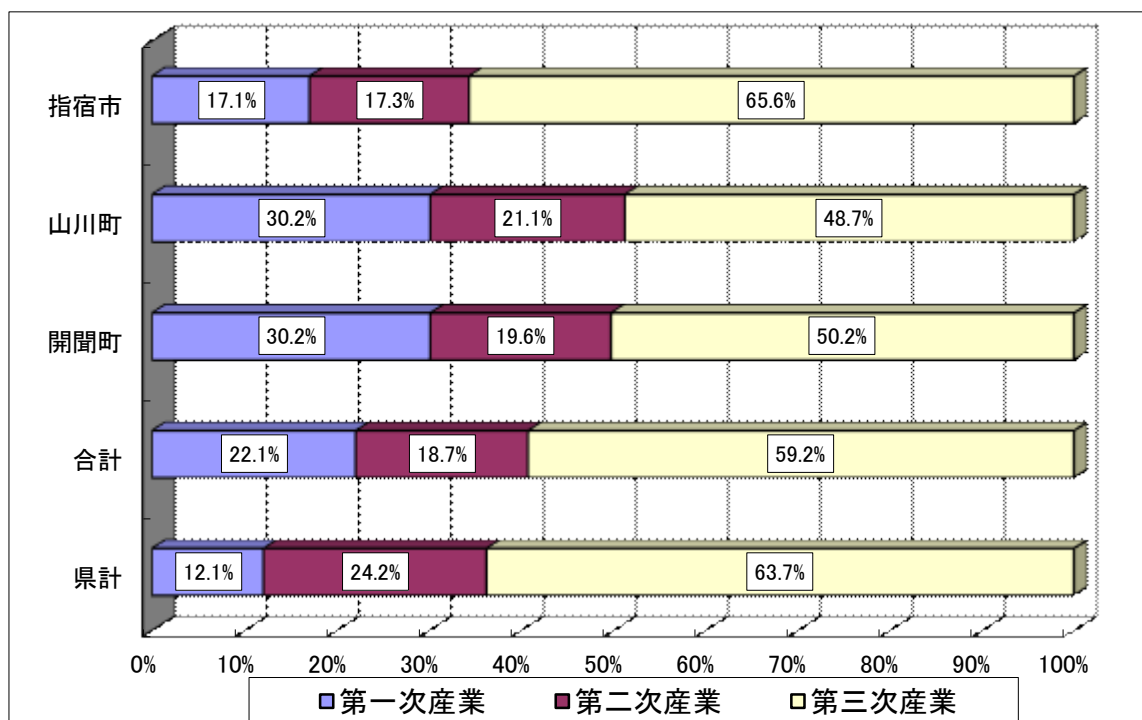
(資料：国勢調査、上段は総人口、下段は増減率)

3 産業構造

(1) 就業人口

新市の就業人口比率を見ると、第一次産業が 22.1%、第二次産業が 18.7%、第三次産業が 59.2%となっており、県平均と比較すると、第一次産業の就業比率が高く、第二次産業と第三次産業の就業比率が低い構造になっています。特に、山川町、開聞町は第一次産業の就業比率が高くなっています。

図表 就業人口比率

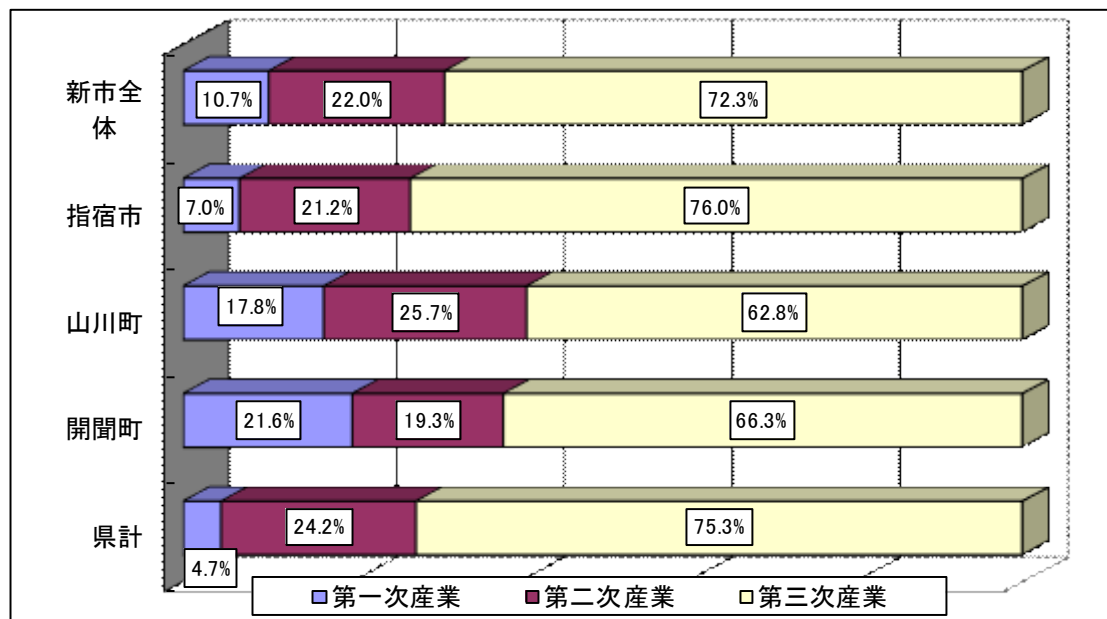


資料：平成 12 年国勢調査

(2) 市町内純生産

新市の純生産額の構成比率を見ると、第一次産業が 10.7%、第二次産業が 22.0%、第三次産業が 72.3%となっており、県平均と比較すると、第一次産業の構成比率が高く、第二次産業と第三次産業の構成比率が低い構造となっています。現在の市町単位で見ると、山川町、開聞町は第一次産業の構成比率が特に高くなっています。

図表 市町内純生産額の構成比率



資料：市町村民所得推計（平成 12 年度）

(3) 人口 1 人あたり市町民所得

新市の 1 人あたり市町民所得を見ると、約 199 万円で県平均 235 万円のおよそ 84.9 %の水準です。

県平均との格差は徐々に解消されつつありますが、依然残されており、産業の高付加価値化や新産業の育成など、雇用機会の拡充ならびに所得の向上に向けた効果的な産業施策が重要になると考えられます。

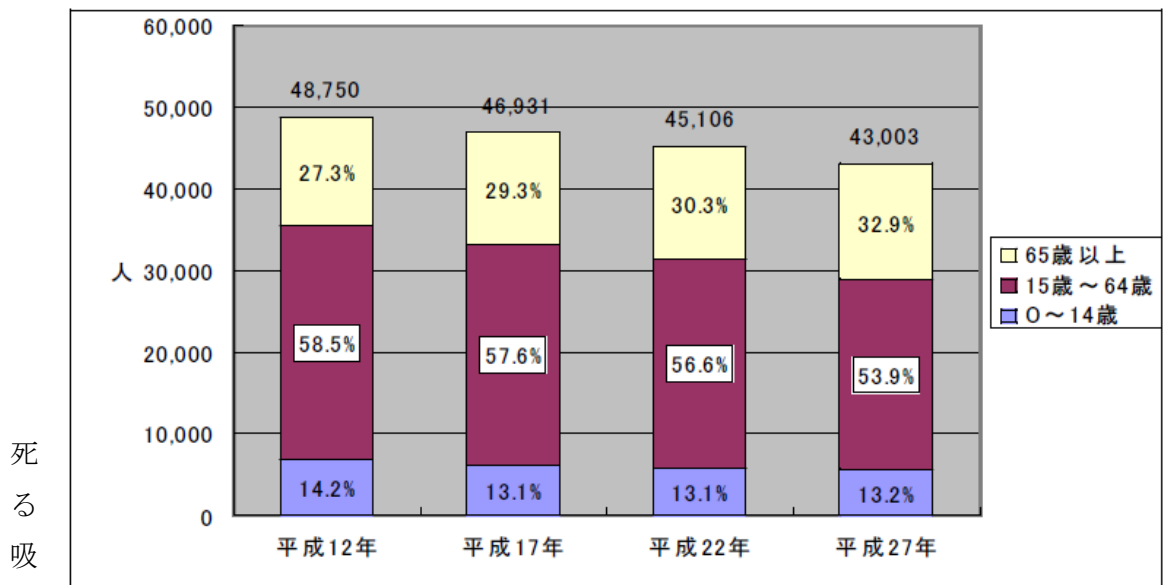
図表 人口 1 人当たり市町民所得

資料：市町村民所得推計（平成 12 年度）

4 主要指標の見通し

新市の将来推計人口は、今後も減少傾向が続くものと予測されます。平成 27 年には 43,003 人となり、平成 12 年と比較すると、5,747 人（11.8%）減少すると予測されます。年齢階層別にみると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少、老年人口（65 歳以上）は増加しています。

図表 新市の人口の将来予測



そのため、合併による規模拡大の効果や相乗効果を十分に発揮し、地域資源を活用した産業の育成・誘致、行政サービスの外部委託などを通じた新たな需要創出等を強力に推進することによって、地域の雇用拡大をめざしていくという視点が重要です。また、子育て支援環境などの整備・充実によって、安心して子供を産み、育てる環境づくりを進めていきます。

これらの取り組みを進めることによって、地域の扶養力を高め、人口減少をできる限り食い止めることによって、活力ある地域社会づくりをめざしていきます。

第3章 新市建設の基本方針

1 新市建設の基本理念

地方分権一括法が制定され、地域自らが考え、取り組む主体的な地域づくりが求められています。こうした新しい時代のまちづくりは、地域が自らの持つ地域資源を再確認し、その可能性を最大限に生かす取り組みが重要になります。同時に、人々の価値観や経済環境の変化など、地域づくりを取り巻く様々な環境に対応した取り組みも必要です。

また、合併は地域を変える大きなチャンスであり、合併を機に農林水産業を中心とする産業のさらなる発展による雇用の場の創設・拡充を図ると同時に、居住環境の整備や保健福祉サービスの充実等、生活の質の向上に向けた取り組みを進めることにより、本地域の抱える重要課題である過疎・高齢化への対応を図ることも重要であると考えます。

こうしたことから、指宿地区3市町の持つポテンシャルを十分に考慮するとともに、環境問題の深刻化や健康意識の高まりなどの社会・経済環境の様々な変化を踏まえ、『地域資源を最大限活用』するまちづくり、「『生活の質の向上』をめざすまちづくり」、「『人づくり』を重視するまちづくり」の3つの基本理念を、新しいまちづくりを進める上での基本的姿勢として新市づくりに取り組みます。

3つの基本理念

(1) 『地域資源を最大限活用』するまちづくり

- 肥沃な台地と豊かな海洋資源を生かした食料供給基地（食の安定供給）
- 多彩な地域資源を生かした世界に誇れる観光地づくり（交流の促進）

(2) 『生活の質の向上』をめざすまちづくり

- 花と緑の自然あふれるゆとりと潤いに満ちたふるさとづくり（環境との共生）
- 温泉の恵み、地の利を生かした長生きの里（健康への貢献）

(3) 『人づくり』を重視するまちづくり

- 地域を担う人材を育てるまちづくり（次世代の育成）
- 住民参画による共創都市づくり（パートナーシップ）

(1) 『地域資源を最大限活用』するまちづくり

～肥沃な台地と豊かな海洋資源を生かした食料供給基地（食の安定供給）～

新市は、温暖な気候や豊富な水資源、豊かな海洋資源等を基盤に農業や水産業等が発展してきました。これらの産業の発展により、わが国有数の食料生産拠点のひとつに位置づけられると同時に、地域経済発展の中核となってきました。農林水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、新市は質の高い食料を安定的に供給できる拠点地域となっており、果たすべき役割はこれまで以上に重要性を増しています。こうしたことから、「食の安定供給」を新市づくりの理念のひとつとして掲げ、新たなまちづくりを進めます。

～多彩な地域資源を生かした世界に誇れる観光地づくり（交流の促進）～

新市は、我が国有数の観光地として国内外と県内他地域の多くの人々との交流が行われてきています。同時に、これまで別々の自治体を構成してきた人々が新しいまちづくりを進めるには、新市に対する住民の一体感を醸成していくことが必要で、そのためには住民間での様々な形での交流が欠かせません。さらに、農業と観光の融合による特色のある観光地づくりを進めることによって、新市のブランド力が高まり、観光地としての魅力が向上するとともに、農水産物の付加価値が向上し、農村社会の活性化につながるなどの好循環も期待できます。こうしたことから、「交流の促進」を新市づくりの理念のひとつとして掲げ、新たなまちづくりを進めます。

(2) 『生活の質の向上』をめざすまちづくり

～花と緑の自然あふれるゆとりと潤いに満ちたふるさとづくり（環境との共生）～

新市は、豊富な温泉資源に加え、開聞岳や池田湖、錦江湾等の自然環境に恵まれており、これらの自然環境は新市の生活、産業、観光等に多大に貢献しています。一方で、環境問題が地球レベルでの大きな課題となっている中で、生活環境の整備や産業の振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。こうしたことから、「環境との共生」を新市づくりの理念のひとつとして掲げ、新たなまちづくりを進めます。

～温泉の恵み、地の利を生かした長生きの里（健康への貢献）～

高齢社会が到来している中で、人々の健康志向の高まりとあわせて、これからの地

域づくりには、医療・福祉の充実から予防を含めた健康づくりへと重点を移していくことが必要です。一方で、新市は豊富な温泉資源はもとより、温暖な気候、豊かな自然環境など、健康を育む様々な資源を有しています。こうしたことから、「健康への貢献」を新市づくりの理念のひとつとして掲げ、新たなまちづくりを進めます。

(3) 『人づくり』を重視するまちづくり

～地域を担う人材を育てるまちづくり（次世代の育成）～

新市は、地域自らが主体性と自己責任に基づくまちづくりを進めることが求められています。そのためには、学校教育の充実や青少年の健全育成等の次世代を担う人材を育成する地域環境づくりを進めるとともに、農林水産業や観光産業を支える後継者の育成、健康づくりや福祉に携わる人材の育成など、まちづくりのあらゆる面で、地域を担う魅力ある人材を育成していくことが重要となります。

こうしたことから、「次世代の育成」を新市づくりの理念のひとつとして掲げ、新たなまちづくりを進めます。

～住民参画による共創都市づくり（パートナーシップ）～

まちは、人によって創られ、人によって発展します。新しいまちづくりを進めるためには、住民と「共に」知恵を出し合い、まちを「創」っていくことを実践していくことが重要です。また、地方分権の進展により、自治体の自主的な活動範囲が広がる中で、住民ニーズも多様化し、まちづくりの進め方も行政主導から行政と住民の適切な役割分担のもとで展開していくことが求められています。

こうしたことから、「パートナーシップ」を新市づくりの理念のひとつとして掲げ、新たなまちづくりを進めます。

2 新市の都市像

(1) 将来都市像

温泉や海・森林・湖沼等の恵まれた自然環境が、住民生活や観光に様々な形で活用されるまち。また、人々の安心・健康に対するニーズを満たす農林水産物や製品・サービスを創り出す産業が育まれるまち。これらの取り組みにより、健康に満ちた住民や国内外の観光客であふれるまち。

豊かな資源が織りなす 食と健康のまち

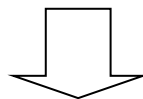
新市では、温泉や台地等の恵まれた環境を守りながら、これらの地域資源が持つ無限の可能性を活用することで、住民はもとより広く観光客や消費者に対して、人々の健康に貢献する「食」と「空間」、「時間」を提供する、魅力と活力に満ちたまちづくりを進めることとする。

そこで、新市の将来像として、「豊かな資源が織りなす 食と健康のまち」を掲げる。

図表 基本理念～将来都市像

新市づくりの基本理念

地域資源の最大限活用（食の安定供給 ／ 交流の促進）
生活の質の向上（環境との共生 ／ 健康への貢献）
人づくり（次世代の育成／パートナーシップ）



めざす将来都市像

豊かな資源が織りなす 食と健康のまち

- 安心できる質の高い農水産物を提供する南の「食料供給都市」
- 一次産品や温泉等の価値を多面的に活用した「健康産業都市」
- 温泉等の多彩な地域資源を活用する世界に誇る「保養観光都市」
- 豊かな自然環境と調和した街の魅力が輝く「生活充実都市」
- アジア等との交流・連携による世界に拓かれた「国際共栄都市」

●安心できる質の高い農水産物を提供する南の「食料供給都市」

この地域は、温暖な気候や豊かな台地、池田湖を水瓶とする広域にわたるかんがい用水を生かし、オクラやさつまいも、豆類、花き等の質の高い農産物が生産されるとともに、天然の良港である山川漁港等において水産業および水産加工業が発展するなど、南の食料供給基地として発展してきました。

一方で、これからの農林水産業には、輸入品との競合等による農水産物の低価格化や消費者の食品に対する安心・安全志向の高まり、環境と共生する産業活動への要請など様々な社会・経済環境の変化へ対応した新たな農林水産業のあり方が求められています。

新市においては、基幹産業である農林水産業をさらに発展させるために、農地や漁港等の生産基盤を整備する中で、環境保全型農業の推進や環境対策の推進など、消費者の安心・安全に対するニーズに対応できる農水産品等を生産する体制の構築が必要です。同時に、農水産物等の直販体制の整備充実や大消費地でのアンテナショップの整備などの流通体制の強化を図るとともに、域内の農水産物を複合的に利用した新たな特産品開発を進めるなど、魅力ある産地づくりに積極的に取り組む必要があります。

こうしたことから、新市においては、消費者が安心して食べられる安全な農水産物等を安定的に生産・供給でき、付加価値の高い産業としての農林水産業が発展する食料供給都市をめざします。

●一次産品や温泉等の価値を多面的に活用した「健康産業都市」

この地域は、これまで農業と水産業に加え、観光を基幹産業に発展し、農水産業では質の高い農水産物の生産によるブランド化の推進を図りながら、また観光では豊富な温泉を核に、砂楽、かいもん山麓ふれあい公園、ヘルシーランド等の観光拠点施設の整備を図り、集客の拡大を図ってきました。

新市においては、こうした産業基盤を基礎に付加価値が高く、若者にも魅力ある産業づくりを進めることが重要です。そのためには、農業関連では雇用効果の大きい食品関連製造業の振興を図るとともに、高齢化・健康志向等に対応した健康食品産業等の高付加価値産業の育成を図る必要があります。また、観光については、温泉や森林・海洋等の自然資源を多面的に活用することにより、個人・体験型という観光ニーズの変化や高齢化の進行、健康志向といった人々の意識の変化に対応できる新たな観光の展開が求められます。

こうしたことから、新市においては、農林水産業や観光等の基幹産業の振興を図るとともに、健康食品や温泉医療等の健康に関連する新産業の育成を進めることにより、モノからサービスに至るまで、多種多様な健康に関連する産業群が集積する健康産業都市をめざします。

●温泉等の多彩な地域資源を活用する世界に誇る「保養観光都市」

砂むし温泉に代表される温泉資源は、最大の地域資源であり、民間のホテル・旅館から公設の多目的温泉施設まで広く利用され、観光の目玉として、また住民のレジャーに大きな役割を果たしてきています。また、入浴だけでなく、温泉の持つ熱源を利用した施設園芸や養殖等、産業面での利用も盛んに行われてきています。こうした利用に加え、温泉は飲用や健康づくり、医療、美容等、幅広い分野で利用できる可能性を持つ資源です。

新市においては、温泉の持つ多面的な可能性に着目し、医療やリハビリテーション等の分野への活用を進めることにより、住民の健康づくりはもとより、高齢社会における新たな温泉地としての発展をめざします。

また、温暖な気候や長い海岸線、豊かな森林等の自然環境や花き産業を持つ新市においては、タラソテラピー(海洋療法)やアロマテラピー(芳香療法)等の健康づくりや保養の拠点としての可能性も有しています。

こうしたことから、新市において、温泉を核とする様々な地域資源を活用することにより、住民および観光客が心身ともにリフレッシュでき、健康に過ごせる世界に誇る保養観光都市をめざします。

●豊かな自然環境と調和した街の魅力が輝く「生活充実都市」

この地域は、温暖な気候や豊かな温泉資源に加え、海・山・湖沼等の様々な自然環境に恵まれ、これらの自然環境が豊かな住民生活の礎となっています。また、自然志向や田舎志向が高まる中、こうした自然環境の豊かさは、人々のゆとりと癒しを求める生活ニーズにマッチしたものです。

新市においては、この豊かな自然を生かした住環境や街並み形成を図り、自然と調和した生活空間の整備を図っていきます。一方で、人々が安心して暮らすには、医療や福祉の充実、教育環境の充実が欠かせないもので、こうした環境づくりへの取り組みも並行して進め、充実した住民生活がおくれるよう進めます。

こうしたことから、新市においては、豊かな自然環境が住環境や街にうまく活用されたゆとりと潤いに満ちた生活空間の中で、街の持つ利便性を同時に感じられる生活充実都市をめざします。

●アジア等との交流・連携による世界に拓かれた「国際共栄都市」

この地域は、薩摩半島の最南端に位置し、南に拓かれているという地理的特性を有しており、特にアジア地域と距離的に近いという有利な立地条件があります。一方、国際的な情報通信網の整備や交通網の充実、自由貿易体制の拡充等により、人・モノ・資金・情報の移動が増大し、経済活動をはじめ様々な分野における地球規模での交流・連携が活発化してきています。

新市においては、これらの情勢を踏まえて、農林水産業や観光産業などの経済的な交流・連携はもちろんのこと、学術・文化・スポーツ・環境などの分野においても相互に協力しながら連携を深め、アジアをはじめとした海外との共存・共栄を意識したまちづくりを進めます。また、様々な地域資源の活用には、世界に誇れる価値を創造するという意識を持ち、様々な取り組みを進めます。

こうしたことから、新市においては、アジア等との交流・連携を図ることにより、世界に拓かれた国際共栄都市をめざします。

(2) 都市構造

①地域核：複数の地域核を有する分散ネットワーク型都市の形成

- ・ 情報、広域商業、文化、娯楽、宿泊滞在などの諸機能が集積した、新市の都市規模にふさわしい魅力とにぎわいに溢れた中核地域としての整備を進め、都市としての拠点性の向上を図ります。
- ・ 観光の中核地域として、集客力や滞在・滞留力を高めるとともに、温泉地らしい景観形成等を進め、魅力ある国際的な保養観光地づくりを進めます。
- ・ 高齢社会を迎え、身近なところで都市的なサービスが受けられるよう、それぞれの地域に行政サービス機能、商業機能、文化・スポーツ機能、保健・医療・福祉機能などの都市機能が集積した地域核を形成します。
- ・ 地域核相互を結ぶ道路・交通や情報ネットワークを構築し、新市全域の一体的かつ均衡ある発展をめざします。

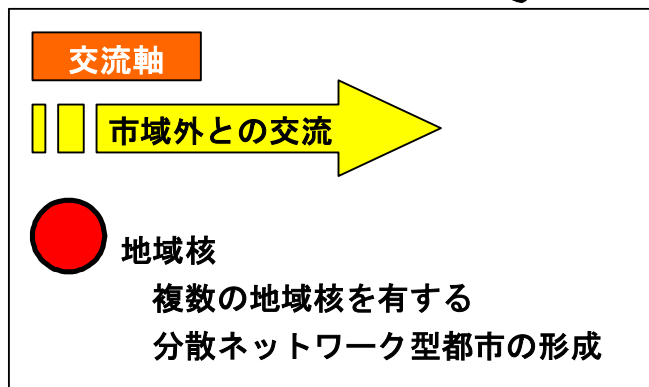
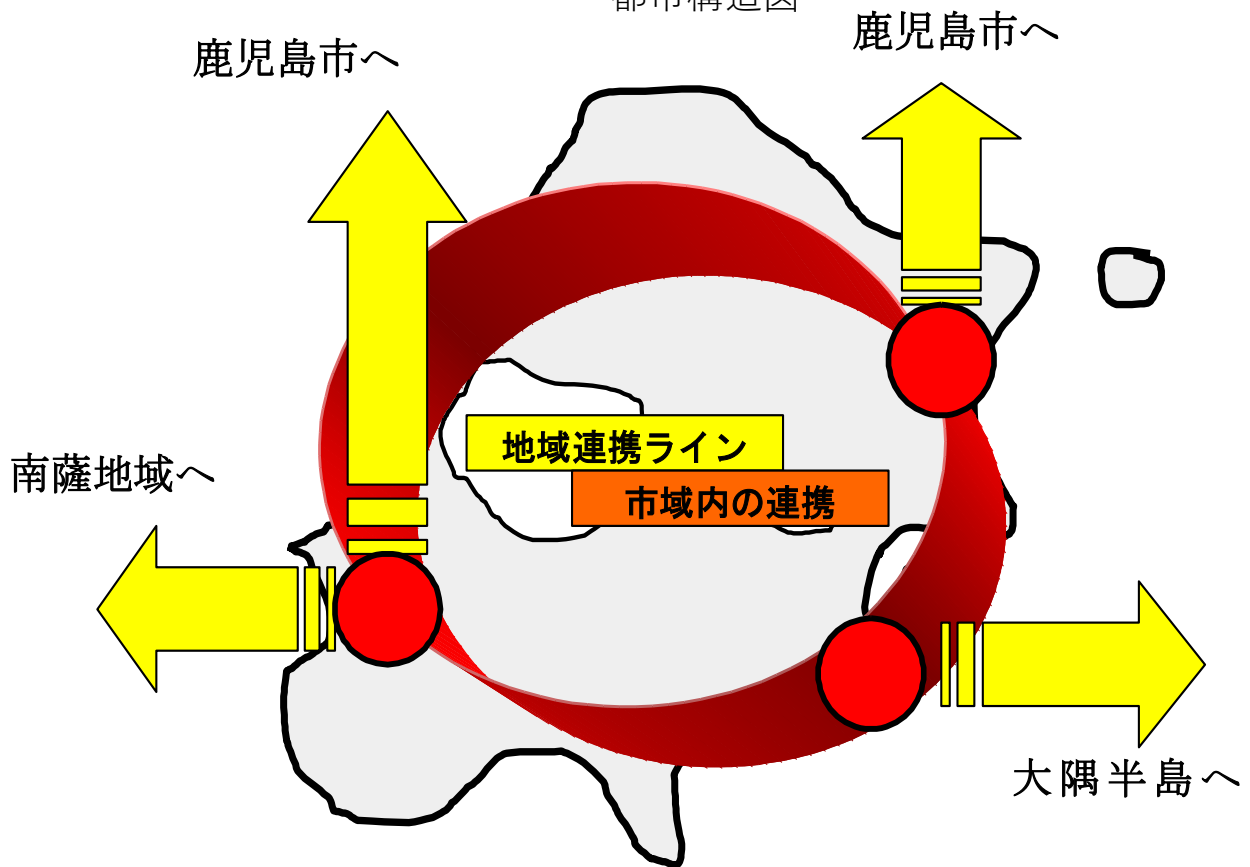
②地域連携ライン（市域内の連携）

- ・ 新市内での交流を促進し、新市の一体感を生み出すために、新市内の幹線となる道路・交通網の整備充実を図ります。
- ・ 保養観光地として、観光客の移動を容易にするとともに、市内の観光拠点の連携を促進するため、魅力ある観光ロードの整備を図ります。
- ・ 市内の移動の円滑化を図るためのバス路線の見直しおよび充実を図ります。

③交流軸（市域外との交流）

- ・ 渋滞の解消や農林水産品の迅速な輸送、観光客の利便性の向上など、域外との物流、交流の円滑化に向け、県都鹿児島市や高速交通体系へのアクセスの向上を図ります。
- ・ 山川・根占航路は、薩摩半島と大隅半島の産業振興や交流促進等に不可欠な航路であることから、両半島連携して港湾施設の整備等の重要課題に積極的に取り組み、運航の再開に努めます。
- ・ 観光客や住民などの利便性向上を図るとともに、新幹線の開通に対応するために、J Rのダイヤ改正や駅の整備等に努めます。

都市構造図



(3) 土地利用方針

新市のまちづくりを実現するために、市民のための限られた資源である土地を、公共の福祉を優先し、人と自然との共生を図りながら、均衡のとれた有効な活用を図ります。

市街地地域については、居住や経済活動の都市環境整備、安全や快適性の確保などに努め、機能的な都市基盤の形成を目指した活用を図ります。

農業地域については、生産促進及び生産性の向上、自然景観保全及び循環機能への配慮などに努め、生産と生活双方の活性化を目指した活用を図ります。

森林地域については、生産、土地保全、自然や水源の保全及び交流の場としてなど、多面的な機能を発揮できるよう、公益的な観点での活用を図ります。

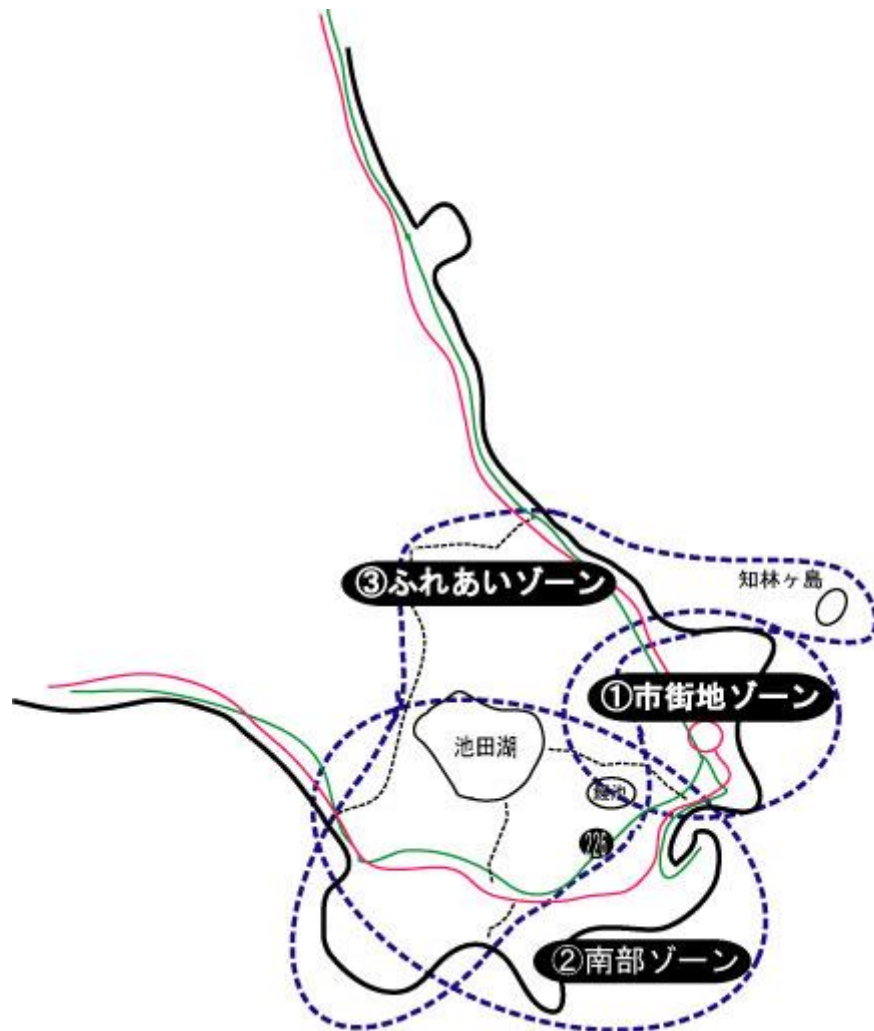
自然公園地域については、優れた自然の景勝地であり、その利用を通じて市民の保健、休養に資するものであることに鑑み、適正な利用、維持管理に努めます。

3 ゾーン別振興方向

(1) ゾーニング

新市内の地域特性を勘案して、新市を次の3つのゾーンに分け、それぞれの地域特性に応じた振興を図ります。

- ①市街地ゾーン
- ②南部ゾーン
- ③ふれあいゾーン



(2) ゾーンごとの整備方針

①市街地ゾーン

[対象地域]

現在の指宿市の中心部地域

[地域の振興方向]

市民や観光客でにぎわう美しく風格のある都心の形成

本地域は、豊富な温泉資源を背景に数多くのホテル・旅館が集積し、全国有数の温泉保養地として発展しています。また、国、県等の行政機能や、商業、教育、医療等の都市機能が集中していることから、指宿地区の行政、経済の中核的な役割を担っており、今後も、行政、経済、観光の中心地としての役割が期待されます。

一方で、国内外観光地との激しい競争の中で、以前ほどの観光地としてのにぎわいは見られず、また中心市街地についても、郊外の開発が進む中で衰退が見られ、新市への移行を機に、新市の中核地域としての魅力とにぎわいの再生を図ることが必要です。

そこで、本地域の振興方向を「市民や観光客でにぎわう美しく風格のある都心の形成」とし、市民生活の拠点および指宿観光の集客・滞在拠点として位置づけ、魅力ある商業地・市街地の形成、温泉地らしい景観形成等による観光都市としての魅力再生に努めるとともに、スポーツ・コンベンション・シティの中核としての整備を進めるなど、新たな魅力を持つ都市保養観光地づくりを進めます。また、関連する新産業育成を図るとともに、市内各地区とのアクセス向上を図ります。

[基本方針]

- 市街地の再開発や街路整備などの基盤整備や商業機能の再生に努め、新市の顔にふさわしい、美しく風格のある都心形成を図ります。
- 商業・レジャー、医療、教育等の都市機能の充実を図るとともに、市内各地区との道路・交通網の充実を図り、市民の交流拠点としての機能の充実を図ります。
- 豊富な温泉資源を活用し、新たな観光の魅力拡大に努めるとともに、健康づくりや医療、スポーツ等の新分野への活用およびそれに関連する新産業の育成を図ります。

②南部ゾーン

[対象地域]

現在の山川町、開聞町を中心とする地域

[地域の振興方向]

南国らしい気候・風土・産業が融合された魅力あふれる農村空間の形成

本地域は、施設型園芸や畜産を中心とする農業と、かつお節の生産を中心とする水産加工が基幹産業となっています。また、開聞岳、唐船峡、ヘルシーランド等の観光拠点施設が整備され、指宿の温泉地との連携を図りながら、集客力を高めつつあります。今後はこれらの基盤を活用しながら、各産業間の連携を図り、それぞれの産業の高付加価値化を進めていくことが必要です。

一方で、本地域は新市の中で最も高齢化が進み、将来もその進行が予想され、担い手育成が大きな課題となっています。

そこで、本地域の振興方向を「南国らしい気候・風土・産業が融合された魅力あふれる農村空間の形成」とし、温暖な気候等を生かした付加価値の高い農林水産業の振興や花などを活用した美しい生活環境の整備を図り、若者の定住を促進する地域づくりを進めます。合わせて、農漁村の持つ自然や産業の魅力を様々な形で体験できる農村リゾートづくりを進めます。

[基本方針]

- 温暖な気候や温泉等の自然条件や施設等を効果的に活用した花きや園芸の推進を図るとともに、二次加工品の開発等による農林水産業の高付加価値化を図ります。
- 開聞岳等の自然資源や花き・水産物等の産業資源を活用した体験・体感型の観光・交流事業を推進し、交流人口の増加や地域産業の高付加価値化を図ります。
- 少子・高齢化が進む中、公営住宅の整備や宅地造成等を進め、若者定住を図ります。

③ふれあいゾーン

[対象地域]

指宿スカイライン沿線の丘陵部から池田湖、開聞岳、知林ヶ島にかけての地域

[地域の振興方向]

自然環境を保全し、ふれあい、学ぶ地域づくり

本地域は指宿地区のシンボルである池田湖や開聞岳をはじめ、錦江湾や森林資源等を持つ自然環境に優れた地域です。池田湖は飲料水や農業用水として活用され、海岸線は市民のレジャーの場として広く利用されています。また、森林資源は、水源かん養林としての機能を果たすなど、豊かな自然資源は、市民の生活を支える重要な役割を果たしています。

一方で、池田湖や錦江湾は水質が悪化しつつあり、森林環境についても除間伐が実施されず、対策が求められています。

そこで、本地域の振興方向を「自然環境を保全し、ふれあい、学ぶ地域づくり」として、自然環境の保全および体験の拠点地域と位置づけ、海や湖沼、森林等の環境保全に対する取り組みを進めるとともに、自然環境の果たす役割と大切さを市民が広く学ぶ場としての地域づくりを進めます。

[基本方針]

- 高度な機器や技術の導入により池田湖や鰻池等の水質保全の強化を図るとともに、環境保全に係るモデル事業等を実施し、行政、市民一体となった環境保全対策への取り組みを進めます。
- 海洋および森林環境の保全・保護活動の充実を図るとともに、知林ヶ島や森林空間を利用した環境学習機能を充実し、市民の環境意識の啓発を図ります。
- 自然環境を活用した新たな観光・交流施設の整備を図り、市民や観光客が自然環境とふれあう機会の拡充を図ります。

4 分野別振興方向

(1) 社会基盤

類似の地域資源が集まることによる規模拡大の効果を発揮すると同時に、異なる地域資源が融合されて新たな価値を創り出す相乗効果を発揮し、新市が着実に発展していくためには、市民生活や産業振興の基盤となる社会基盤の整備を進めていくことが重要です。

そのため、生活・産業・観光のインフラとしての道路・交通網の確立を目指すとともに、新市の顔となる魅力あふれる市街地の形成を図ります。また、市民サービスの利便性向上に向けた情報通信網の整備を進めます。

道路・交通網については、産業活動や観光活動を支える重要な基盤であると同時に、市民生活を支える重要なインフラです。特に、新市域における道路・交通網の整備は、住民の一体感の醸成に向けた交流や円滑な移動の実現をめざした整備を進めます。

市街地については、商業やレジャーだけでなく、市民の交流の場として、また観光の拠点としても重要な役割を持っており、新市においても、まちの顔となる魅力ある空間の整備を進めます。

情報通信基盤については、市民生活や産業等に深く浸透してきており、市民生活や産業に不可欠の基盤となっているため、行政事務の効率化や市民への行政サービスの利便性向上、産業活動の生産性向上等の合併のメリットを発揮する整備を進めます。

(2) 生活環境

新市は、豊富な温泉資源に加え、海・山・湖等の自然環境に恵まれており、これらの自然環境は新市の生活、産業、観光等に多大に貢献しています。一方で、環境問題が地球レベルでの大きな課題となっている中で、生活環境の整備や産業の振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。

そのため、環境と共生するライフスタイルづくりを目指すとともに、市民生活や農業を支える良質な水の安定供給を図ります。また、定住人口の維持・拡大を目指し、ゆとりとやすらぎに満ちた居住空間の整備を進めます。

自然環境の保全については、環境問題は地球レベルでの問題であると同時に、地域での行動が求められる地域問題でもあるため、行政、市民、事業者が一体となって環境と共生するライフスタイルを構築していくための様々な施策を進めていきます。

水については、市民生活ならびに産業活動を支える貴重な資源であり、良質な水の安定供給を図るとともに、水質の安全性確保にも十分に配慮した取り組みを進めます。

住環境整備については、今後も過疎化が予想される中で、定住人口の維持・拡大の

ために重要な役割を担うこと、また、住宅等に関するニーズは地域の状況によって異なることなどを勘案して、それぞれの地域環境に応じた住宅整備等を進めていきます。

(3) 産業経済

新市の持続的な発展を支え、いきいきとしたまちを創出するためには、産業の活性化が不可欠です。また、多種多様な就業機会を確保することは、定住人口の維持・拡大のための重要な条件でもあります。

そのため、農林水産業の高度化・高付加価値化の推進を図るとともに、温泉等の多彩な地域資源を生かした国際的な保養観光地の育成を進めます。また、一次産品や温泉等を活用した新しい産業の育成を目指した取り組みを進める一方で、地域に密着したコミュニティビジネスの育成に努めます。

基幹産業である農林水産業については、海外との競争の激化や地域環境への影響、食品の安全性に対する不信の高まりなど、取り巻く環境が厳しくなる中で、安心・健康といった消費者ニーズに適切に対応しながら、温暖な気候や泉熱等を生かした付加価値の高い農林水産業の展開を図ります。

観光については、消費者の観光ニーズが多様化している中で、温泉に入浴し自然景観を見る従来の観光から、温泉を様々な形で体験でき、また豊かな自然環境や食文化等を満喫できるような地域を体感できる観光地への転換を図ります。

新産業の育成については、若者等の定住を促進する魅力ある雇用の場の確保のために、地域資源を活用した、若者等にも魅力が感じられる新たな産業の育成を進めます。

コミュニティビジネスについては、市民生活を支える様々なサービスニーズの高まりに対応した、地域に根ざした多種多様な形態の地域密着型ビジネスの育成を図り、市民生活の利便性向上及び雇用の場の確保を目指します。

(4) 保健医療福祉

少子・高齢化の進行や健康への関心が高まる中で、高齢者、障害者、児童を含むすべての市民が、健康で自立した生活を送ることのできるまちづくりを進めることが必要です。

そのため、温泉等の地域資源を活用した健康づくりの推進を図るとともに、子育て支援体制の充実や、在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化を進めます。また、保健医療福祉を支える人材の育成・確保に努めます。

健康づくりについては、新市は、温泉や海岸線、森林等の健康づくりを支える豊かな自然環境に恵まれており、こうした地域環境を十分に活用した健康づくり活動を推

進します。

子育て支援については、安心して子育てができる地域環境づくりとともに、共働き世帯が大幅に増加する中で、仕事と子育てを両立できる地域の保育体制の充実を図ります。

高齢者福祉については、高齢者の在宅介護への高いニーズや介護保険制度の円滑な運用を図るために、在宅を中心とする介護体制の確立を図ると同時に、介護予防・予防医療の重点的な推進等により、介護を必要としない健康な高齢者で満ちあふれた社会づくりを進めます。

人材については、健康づくりや医療・福祉の充実には、地域に密着したきめ細かな対応ができるような体制および仕組みが重要であり、それを支える様々な人材の育成・確保に努めます。

(5) 教育文化

まちは、人によって創られ、人によって発展します。地方分権時代には、住民との共創によるまちづくりを実践していくことが求められています。また、生涯を通じて自らの個性と能力を伸ばしたいという意識の高まりに対応するとともに、これからの時代を支える魅力ある人材を育成していくことが重要です。

そのため、地域の特色を生かした学校教育を推進していくとともに、市民ニーズに対応した多彩な学習機会の提供を図っていきます。また、市域内外との交流を進めるために、スポーツ・コンベンションの推進を図ります。

学校教育については、学習指導要領の大幅な見直しや学校週5日制など、学校教育を巡る環境が大きく変化している中で、学校を中心に、家庭、地域が一体となって子どもを育てる体制づくりを進めます。

生涯学習については、多様化・高度化した市民の生涯学習に対するニーズに対応し、いつでもどこでもだれもが学べる環境づくりを進めていきます。

スポーツ・コンベンションについては、温暖な気候と豊富な温泉資源、充実したスポーツ施設を活かし、従来から盛んに行われているプロスポーツのキャンプを含めたスポーツ合宿等を強力に推進していくとともに、市民が広くスポーツに楽しめるまちづくりを進めていきます。

(6) コミュニティ

市民の身近な生活の場である地域社会、いわゆるコミュニティは、まちづくりの基盤であり市民生活の重要な場です。地方分権時代の到来により、地域のことは地域で考え実践する社会を構築していくことが求められており、それらを推進していくためにもコミュニティ活動の活性化が必要です。

そのため、活力あるコミュニティの組織づくりを進めるとともに、コミュニティ活動に対する支援やコミュニティ施設の整備充実を進めていきます。

組織づくりについては、市民の自主的な参加と連帯により、人と人とのふれあいや心の通いあう人間関係を育てながら活力あるコミュニティの組織づくりに努めます。

活動への支援については、地域住民の連携や自主的な活動を促しながら、地域の特性を生かした多面的なコミュニティ活動への支援を強化します。

施設整備については、利用者のニーズや地域の特性をふまえながら、コミュニティ施設の計画的な整備や機能の充実に努めます。

(7) 行財政

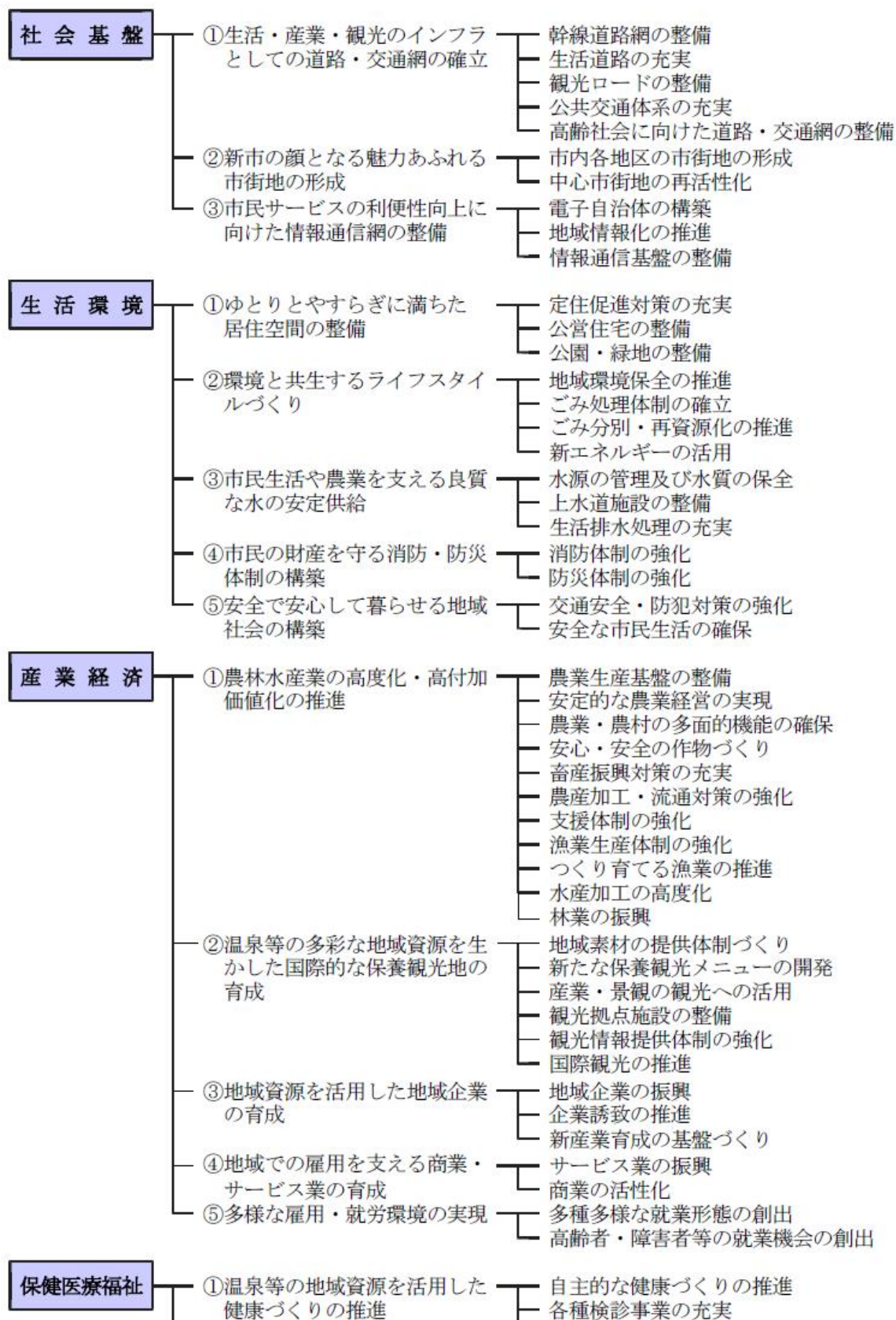
合併に対する支援措置を効果的に活用しながら、市民の満足度と効率的な行財政運営を両立できる体制づくりが求められています。

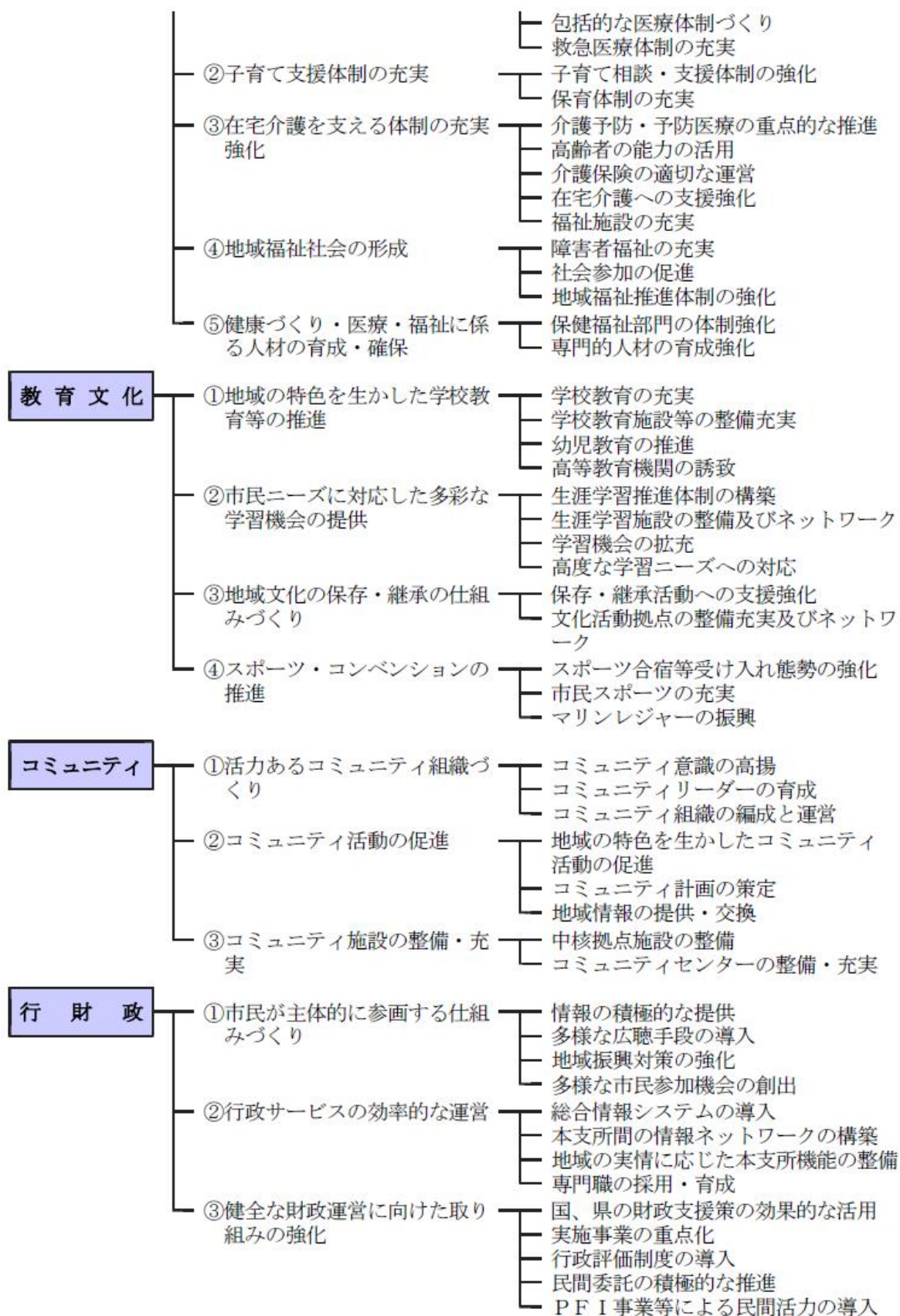
そのため、市民が主体的に参画する仕組みづくりや質の高い行政サービスの効率的な運営を進めていくとともに、健全な財政運営に向けた取り組みを強化していきます。

行政運営については、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、行政による地域振興部門の設置及びコミュニティ活動の支援による自治活動の強化を進めます。

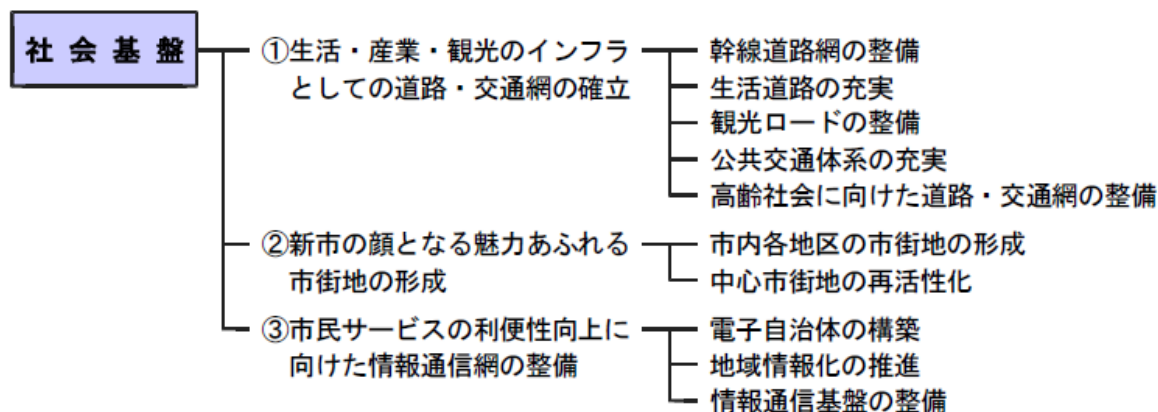
財政運営については、歳入の安定確保を図りながら、さらなる行政改革を進めます。また、費用対効果に基づく重点的な投資を進め、効果的で安定的な財政運営を図ります。

第4章 新市建設の根幹となる事業（分野別基本計画）





1 社会基盤



(1) 生活・産業・観光のインフラとしての道路・交通網の確立

道路・交通網は、産業活動や観光を支える重要な基盤であると同時に、市民生活を支える重要なインフラです。

そこで、道路網については、新市内での活発な交流や新市の一体感を生み出すために、新市内の幹線となる道路・交通網の整備充実を図り、市内での移動を円滑にするための道路網を確立します。また、渋滞の解消や農林水産品の迅速な輸送、観光客の利便性の向上など、域外との物流、交流の円滑化に向け、山川・根占航路の再開、県都鹿児島市や高速交通体系へのアクセスの向上を図ります。さらに、保養観光地として観光客の移動を容易にするとともに、市内の観光拠点の連携を促進するため、魅力ある観光ロードの整備を進めます。

交通網については、観光客ならびに住民などの利便性向上に向け、ＪＲのダイヤ改正や駅の整備等に努めるとともに、市内の移動の円滑化を図るためのコミュニティバスの運行及びバス路線の充実を図ります。

【道路・交通網の確立】

施策項目	主な事業等
幹線道路網の整備	【域外との交流】 ・国道２２６号の４車線化の促進 ・広域農道の整備促進 ・山川・根占航路の再開 ・県道指宿鹿児島インター線の整備促進 ・県道飯山喜入線の整備促進 ・県道頼娃宮ヶ浜線の整備促進 【域内の連携】 ・県道東方池田線と国道２２６号を結ぶ仮称市道東方池田線の整備
生活道路の充実	・生活道路の改良・整備の推進

	・街路事業整備の推進 ・橋梁の整備推進
観光ロードの整備	・開聞岳一周道路の整備 ・池田湖周遊サイクルロードの整備 ・観光ルート等の花と緑の道路づくりの推進
公共交通体系の充実	・指宿駅の多彩な機能を有する複合ビル化 ・山川駅の周辺整備の推進 ・J Rの複線化の促進 ・J R指宿枕崎線の新幹線との連携 ・市街地と各観光地を結ぶ交通システムの導入
高齢社会に向けた道路・交通網の整備	・各地域を結ぶバス路線の充実 ・地域循環バスの導入 ・市街地等の道路のバリアフリー化の推進

(2) 新市の顔となる魅力あふれる市街地の形成

市街地は、商業やレジャーだけでなく、市民の交流の場として、また観光の拠点としても重要な役割を持っています。

そこで、各地区の市街地については、商業の振興を図りながら、都市計画の推進や道路のバリアフリー化等を進めることによって、高齢社会に対応した魅力ある市街地づくりを進めます。また、観光・交流の拠点となる指宿地区の中心部については、駅や商店街の再開発等を進めるとともに、商店街と温泉街までの面的整備を行い、新市の観光イメージにあった街並み整備を進め、市民や観光客でにぎわう中心市街地としての再活性化を図ります。

【市街地の形成】

施策項目	主な事業等
市内各地区の市街地の形成	・地域の特性に応じた街路整備等都市計画の推進 ・商業機能の集積促進 ・バリアフリー化の推進 ・ポケットパークなどの休憩機能の整備
中心市街地の再活性化	・指宿駅前における土地区画整理事業等の推進による中心市街地の再活性化 ・指宿駅の多彩な機能を有する複合ビル化 ・温泉と市街地を結ぶ歩きたくなる街路の整備 ・指宿港の埋め立て及び白い砂浜の整備

(3) 市民サービスの利便性向上に向けた情報通信網の整備

高度情報化が進む中、情報通信技術は市民生活や産業等に深く浸透してきており、情報通信網は市民生活や産業に不可欠な基盤となっています。

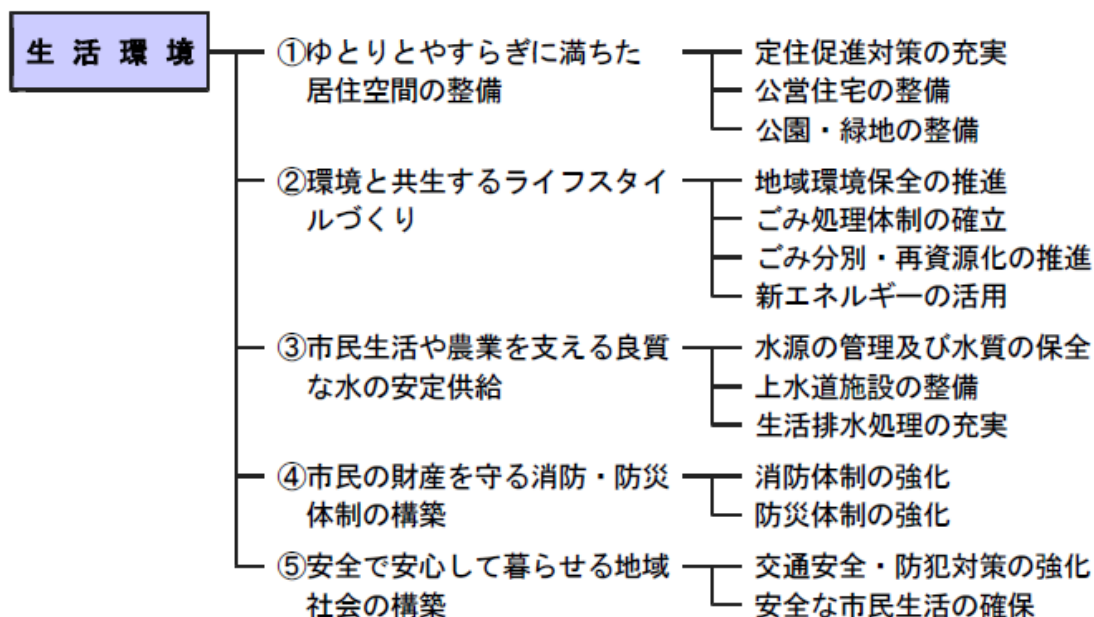
そこで、教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を実現するため、行政情報システムの導入・統合や本支所間、学校、図書館、公民館などの公共施設を高速な情報ネットワークで結ぶことによって、市民がいつでもどこでも様々な情報を入手でき、行政に意見を反映できるような体制づくりを進めます。

一方、産業面については、ホームページの充実や観光施設の情報化を進め、特産品情報や観光情報を市内外に効果的に提供できる体制づくりを進めます。合わせて、民間における情報通信技術の利用促進を図るために、市内の情報通信基盤の整備を進め、地元事業者の電子商取引への参入やSOHOの育成を促進します。

【情報通信網の整備】

施策項目	主な事業等
電子自治体の構築	・行政の総合情報システムの導入・統一 ・本支所間の情報ネットワーク化による効率的な行政事務体制の構築 ・情報通信システムを利用した双方向の市民参加手法の導入
地域情報化の推進	・図書情報データベースの構築 ・健康管理情報のデータベース化及び医療機関との情報ネットワークの構築 ・スポーツ施設等の予約システムの構築
情報通信基盤の整備	・ホームページの充実等による観光施設の情報化の推進 ・高速情報通信基盤の整備促進 ・高度情報通信技術を活用した映像等による情報提供手段の検討 ・電子商取引への参入促進 ・SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）の育成・誘致

2 生活環境



(1) ゆとりとやすらぎに満ちた居住空間の整備

新市では今後も過疎化が予想されており、定住人口の維持・拡大のためには、住環境整備が重要な役割を担います。

そこで、自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、民間活力の積極的な導入による宅地等の開発を進め、市外からの定住促進を図ります。また、単身者用や高齢者用等の地域ごとのニーズに対応した公営住宅等の整備を重点的に進めます。

公園や緑地については、景勝地や史跡の公園化を進めるとともに、集落の空き地等を利用した子育てや高齢者の交流の場となるコミュニティ公園を整備します。また、幹線道路の沿道や市街地の歩道等の植栽を進め、市民や観光客にうるおいを与える花のある道路づくり・まちづくりを進めます。

【居住空間の整備】

施策項目	主な事業等
定住促進対策の充実	・ 民間活力の積極的な導入による宅地等の開発 ・ 宅地分譲の継続的な推進 ・ 住宅費助成事業の継続的な推進 ・ がけ地近接等危険住宅の移転促進 ・ 空き家改修による定住促進住宅の確保
公営住宅の整備	・ 既存公営住宅改善事業による公営住宅の耐力の向上・改善 ・ 公営住宅の建替及び地域ごとのニーズに対応した公営住宅の整備 ・ 特定優良賃貸住宅等公営住宅の維持管理

公園・緑地の整備	・景勝地や史跡の公園化 ・子育てや高齢者の交流の場となるコミュニティ公園の整備 ・道路等への植栽による市民や観光客にうるおいを与える花のある道路づくり・まちづくり ・アダプト制度の導入による市民自らが管理する体制づくり ・まちなみ景観コンクールの実施
----------	---

(2) 環境と共生するライフスタイルづくり

環境問題は地球レベルでの問題であると同時に、地域での行動が求められる地域問題でもあります。

そこで、新市の持つ海岸線、湖沼、森林等の自然環境の保全・監視活動を強化するとともに、希少動植物の保護に努めます。合わせて、環境学習機能の整備充実を図り、海・山・台地のそれぞれの特徴を生かしながら、様々な形で環境を学べる学習拠点を整備し、市民の自然環境への意識向上を図ります。

また、リサイクルプラザの整備による再資源化の促進を図るとともに、ごみ焼却施設及び管理型最終処分場の整備を図り、広域でのごみ処理体制を確立します。こうした行政による取り組みと並行して、市民や事業者の新エネルギー設備等の導入支援策の充実、廃食油リサイクルやごみ減量活動等の環境保全活動に対する支援を進め、住民、事業者、行政が一体となって環境と共生するライフスタイルづくりを進めます。

【環境との共生】

施策項目	主な事業等
地域環境保全の推進	・白い砂浜づくりなど海岸線の保全・監視活動の強化 ・森林の保全・監視活動の強化 ・知林ヶ島利用計画の推進による自然公園としての整備 ・かいもん山麓ふれあい公園等の環境学習機能の整備充実 ・池田湖環境共生プロジェクトの推進 (高度水質浄化技術の研究・導入、クリーニングpondや集落排水の整備、池田湖周辺への菜の花の植栽及び菜種利用など) ・鰻池の汚水処理する施設の整備 ・自治体のISO14001の継続及び事業所、家庭、学校への普及促進 ・省エネルギーの推進 ・公害防止対策への取り組み
ごみ処理体制の確立	・ごみ処理体制の継続的な実施 ・ごみ焼却施設の整備 ・管理型最終処分場の整備 ・生ごみ処理体制の検討（堆肥化への検討）
ごみ分別・再資源化の推進	・リサイクルプラザの整備による再資源化の促進 ・廃食油等の回収・再資源化等による菜の花プロジェクトの

	推進 ・ ごみ減量活動等の個人・団体等の環境保全活動への支援
新エネルギーの活用	・ 公共施設への太陽光、風力発電等新エネルギーの導入 ・ 公用車のクリーンエネルギー自動車の導入 ・ 市民や事業者の新エネルギー設備等の導入支援策の充実

(3) 市民生活や農業を支える良質な水の安定供給

水は市民生活ならびに産業活動を支える貴重な資源であり、安定供給を図るとともに、水質の安全性確保にも十分に配慮することが必要です。

そこで、新市の水瓶である池田湖や鰻池については、汚水进行处理する施設の整備・改修を進めるとともに、生活排水や農業排水の浄化対策を充実し、水質の保全に努めます。また、水道事業の管理体制について、上水道の統合を進め、水道事業の効率化ならびに水の安定供給に努めます。

一方、生活排水処理施設については、浄化槽を基本に導入促進を図りながら、地域の実情に合わせた各種事業の導入を進めるとともに、汚泥処理施設の整備を進めます。また、し尿処理施設の適正な維持管理や整備に取り組みます。

【上・下水道等の整備】

施策項目	主な事業等
水源の管理及び水質の保全	・ 池田湖環境共生プロジェクトの推進（再掲） ・ 鰻池の汚水进行处理する施設の整備 ・ 生活排水や農業排水の浄化対策の充実 ・ 水源確保や水源かん養林としての森林保全
上水道施設の整備	・ 上水道の統合による水道事業の効率化ならびに水の安定供給 ・ 上水道施設及び簡易水道施設の維持管理
生活排水処理の充実	・ 浄化槽の設置促進 ・ 地域特性に応じた農業集落排水事業の導入 ・ 汚泥処理施設の整備 ・ 高度合併処理浄化槽の導入促進 ・ し尿処理施設の整備

(4) 市民の財産を守る消防・防災体制の構築

消防については、多様化・大型化が予想される火災・災害に対応するため、予防体制の強化と消防装備の近代化、施設設備の拡充を図ります。

防災については、治山・治水対策を進めるとともに、自主防災組織の育成や情報通信技術を活用した防災体制の整備充実を図ります。

【消防・防災体制の構築】

施策項目	主な事業等
消防体制の強化	・常備消防の充実 ・消防車や防火水槽など消防施設等の整備 ・消防団の再編及び消防団員の育成・確保 ・消防団拠点施設等の整備
防災体制の強化	・治山・治水対策事業の充実 ・防災マップの作成 ・防災行政無線など情報技術を活用した防災体制のネットワークの形成 ・自主防災組織の育成

(5) 安全で安心して暮らせる地域社会の構築

交通安全については、歩道の整備や危険箇所等への交通安全施設の整備を進めるとともに、子供や高齢者を中心に交通安全に対する教育・普及活動を充実します。

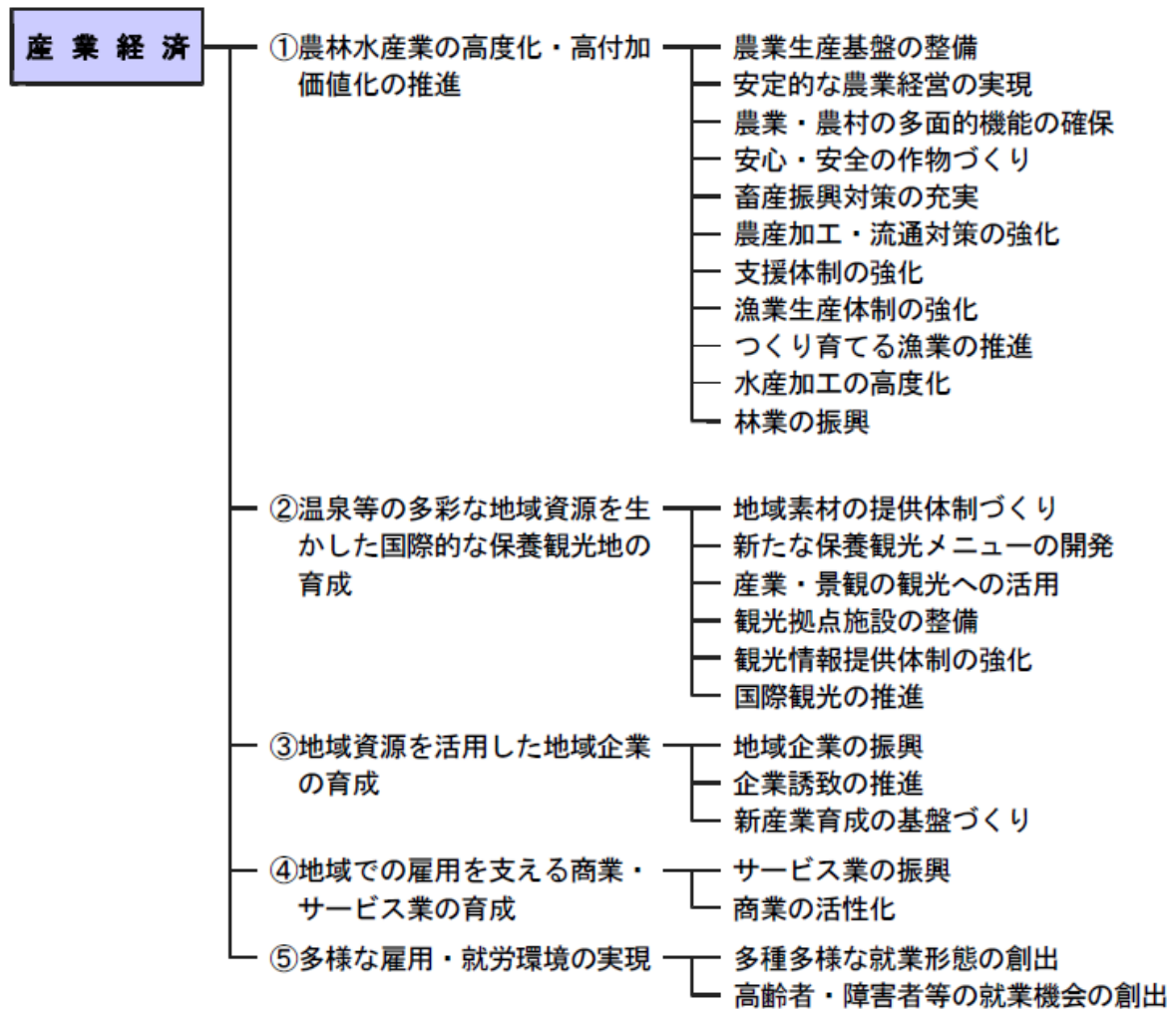
防犯については、防犯灯などの設置や各地区での防犯体制づくりを進める一方、防犯に対する教育・普及啓発活動を推進します。

消費生活については、消費者苦情等に対する相談体制を充実するとともに、消費者情報の提供などの取り組みを推進します。

【交通安全・防犯】

施策項目	主な事業等
交通安全・防犯対策の強化	・カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設の整備 ・交通安全教室の開催 ・防犯灯の設置 ・犯罪防止に配慮した公共の施設・建物づくりの推進 ・学校及び通学路での子どもの安全対策の推進
安全な市民生活の確保	・消費生活対策の実施

3 産業経済



(1) 農林水産業の高度化・高付加価値化の推進

新市においては安心・健康といった消費者ニーズに適切に対応しながら、温暖な気候や泉熱等を生かした付加価値の高い農林水産業の展開が必要となっています。

そこで、生産体制の強化のため、基盤整備や農地流動化による農地の効率的活用を進めつつ、新規就農者育成に向けた人材育成事業の充実を図ります。また、環境へ配慮した農業および安心・安全の作物づくりを推進します。畜産については、肉用牛の品質向上に向けた取り組みを進めるとともに、家畜排せつ物対策の強化を図ります。

農産物の加工・流通面については、製品開発を進め、各地区で農産加工事業の事業化を図ります。また、流通面では、各地区の地域性に応じた直売施設を整備するとともに、市内の事業者等への供給システムを確立するなど、地産地消の仕組みづくりを進めます。

また、こうした事業を円滑に推進するために、専門職員の配置に努め、農産物の高付加価値化を進めます。

水産業については、防波堤などの施設整備を促進するとともに、水産技術開発センターとの連携を図りながら、養殖技術の高度化や新たな魚種の導入などを進めます。また、つくり育てる漁業の推進や水産加工業の振興を図るとともに、水産加工品と農産物等との複合製品化や直売体制の充実などを進めながら、付加価値の向上を図ります。

林業については、地域内の環境保全、保安林の保全を進めるとともに、水源かん養等森林のもつ公益的機能の充実を図る面からも森林の維持・保全は重要であることから、除間伐等を推進しております。また、林道は、森林環境を守るための維持管理を進めるうえで欠かせないものであることから、林道整備を進めてまいります。

【農林水産業の振興】

施策項目	主な事業等
農業生産基盤の整備	・農地流動化及び農地利用集積の推進 ・区画整理、農道、畑地かんがい施設の整備など土地改良事業の推進 ・ハウスの導入促進 ・泉熱利用型ハウス園芸の拡大 ・かごしま園芸タウン産地拡大事業による花き栽培等の高度化 ・中山間地域総合整備事業等による中山間地域の農業・農村基盤の整備
安定的な農業経営の実現	・農業生産法人等法人化への支援による中核経営体の育成 ・研修施設の整備充実 ・新規就農者支援事業などによる農業後継者対策の実施
農業・農村の多面的機能の確保	・中山間地域等直接支払いの推進
安心・安全の作物づくり	・減農薬・減化学肥料農産物、有機農産物の認定制度の導入 ・生活排水や農業排水の浄化対策の充実 ・環境に調和した病害虫防除対策の推進 ・生分解性マルチの導入や廃ビニール対策の強化 ・ふれあい農園などを活用した都市農村交流の推進
畜産振興対策の充実	・優良雌牛の導入促進など肉用牛の品質向上 ・家畜排せつ物処理対策の推進
農産加工・流通対策の強化	・ふるさと便の活用による宅配事業の推進 ・各地区での農産加工事業の事業化促進 ・製品開発機能の強化及び関連事業の育成 ・バイオテクノロジー等の分野での研究職の採用及び育成 ・市域内における農産加工品などの直売施設の設置などによる地産地消の仕組みづくり ・域外流通と情報発信機能の強化 ・大消費地でのアンテナショップの設置 ・物産館の整備

支援体制の強化	・農業技師、水産技師の設置による指導体制の充実 ・流通面に関する専門職の配置 ・J Aや大学、公設試験研究機関等との連携強化 ・畜産農家へのヘルパー制度の充実
漁業生産体制の強化	・防波堤の整備など港湾、漁港の段階的な改修・整備 ・水産技術開発センターとの連携による養殖技術の高度化及び新たな魚種の導入
つくり育てる漁業の推進	・人工魚礁の設置 ・新たな養殖の事業化 ・栽培漁業の推進
水産加工の高度化	・かつお節加工業への支援及び関連産業の育成 ・水産加工品と農産物等との複合製品化や直売体制の充実
林業の振興	・森林の適切な維持管理のための林道整備 ・保安林の保全 ・地元材の需要拡大 ・水源かん養機能の強化

(2) 温泉等の多彩な地域資源を生かした国際的な保養観光地の育成

観光ニーズの変化に対応するために、温泉に入浴し自然景観を見る従来の観光から、温泉を様々な形で体験でき、また豊かな自然環境や食文化等を満喫できるような地域を体感できる観光地への転換が求められています。

そこで、地域の素材を利用した料理・特産品開発や統一メニューでの展開を進めるとともに、観光客へ地域の農と食を提供できる体制づくりを進めます。また、タラソテラピー等の保養観光メニューの開発を進めるとともに、観光花園等の産業体験メニューの充実を図ります。さらに、花のある沿道づくりを進め、農村景観の観光活用を図ります。

また、観光拠点施設については、既存施設の改修・再整備や体験機能の充実を図るとともに、体験型観光施設の整備など、新たな観光拠点の整備を進めます。並行して、観光の中核となる指宿地区については、市街地の再開発や温泉街と結ぶ街路整備等を進めます。

こうした取り組みとともに、観光客への情報提供・休憩機能を充実するとともに、指宿地区と温泉街や他地区を結ぶ交通網の整備充実を図ります。

さらに、今後大幅な増加が見込まれる中国等のアジア諸国からの観光客誘致に向け、現地でのキャンペーン活動等に積極的に取り組むとともに、温泉施設のさらなる充実、案内板の表示やホテルでの食事の見直しなど、行政、民間一体となって国際的な観光保養地づくりを進めます。

【観光の振興】

施策項目	主な事業等
地域素材の提供体制づくり	・料理・特産品開発や統一メニューの開発 ・ホテルなど観光産業との連携強化及び供給システムの構築 ・フィッシャーマンズワープの整備
新たな保養観光メニューの開発	・タラソテラピーやアロマテラピーの導入 ・医療機関との連携による温泉療法メニューの開発 ・温泉の飲用・美容等への活用法の研究及び事業化
産業・景観の観光への活用	・かいもん山麓ふれあい公園等の整備 ・民泊など農村型宿泊システムの導入によるグリーン・ツーリズムの推進 ・観光農園の整備充実 ・花と香りのあるまちづくりの推進 ・池田湖菜の花ロード（池田湖周回サイクルロード）の整備 ・開聞岳一周道路の整備 ・市内の植栽等に利用する花きの域内供給体制の確立 ・香料等の花きを利用した各種製品の開発 ・新市域公園化の推進
観光拠点施設の整備	・道の駅の整備充実 ・温泉の多目的活用のための拠点施設の整備 ・ヘルシーランド地熱の里等の温泉施設の設備充実 ・国民宿舎かいもん荘の建て替え ・セントラルパークの維持管理及び充実 ・唐船峡公園の整備充実 ・物産館の整備
観光情報提供体制の強化	・ホームページやパンフレット等の内容充実 ・道の駅の設置による情報機能、休憩機能の充実 ・市域内各地への「まちの駅」の設置
国際観光の推進	・観光案内板等の国際表示の実施 ・観光キャンペーンの実施による海外からの誘客促進 ・受け入れ態勢の充実

(3) 地域資源を活用した地域企業の育成

新市は、農林水産業および観光が基幹産業であるが、若者等の就業ニーズとのギャップもあることから、若者等にも魅力が感じられる新たな産業の育成が必要です。

そこで、地域企業の振興については、情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上に向けた取り組みに対する支援を行うとともに、農林水産業と一体となった物産展の開催など、販売促進に対する支援を充実します。

企業誘致については、情報提供や住宅斡旋など、企業の進出及び定着に向けた協力体制や誘致体制を強化するとともに、農林水産業や観光、医療・福祉、環境などの分

野の産業を中心とする産業集積に努めます。

一方、新産業を育成する基盤づくりとして、農水産物を中心とした研究開発体制の強化を図るとともに、研究を支える人材育成や高度な技術の導入を図るため、大学や公設試験研究機関等との共同研究の仕組みづくりを進めます。また、健康づくりや医療等のサービス分野やごみの減量や再資源化に係る環境分野についても、タラソテラピー等や温泉療法・リハビリテーションの拠点施設整備や人材の育成・確保を進め、関連事業の誘致・育成に努めます。

【地域企業の振興】

施策項目	主な事業等
地域企業の振興	・情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等による生産性向上への取り組みに対する支援 ・農林水産業と一体となった物産展の開催等の販売促進に対する支援
企業誘致の推進	・情報提供や住宅斡旋など企業の進出及び定着に向けた協力体制や誘致体制の強化 ・農林水産業や観光、医療・福祉、環境などの分野の産業を中心とする産業集積の形成
新産業育成の基盤づくり	・農水産物を中心とした研究開発体制の強化による食関連産業の育成 ・インキュベート機能を有する産業振興公社（仮称）の設置 ・大学や公設試験研究機関等との共同研究の仕組みづくり ・健康、医療、環境分野等の関連事業の誘致・育成

(4) 地域での雇用を支える商業・サービス業の育成

高齢化の進行や生活の価値観の多様化を背景に、市民生活を支える様々なサービスニーズが高まっています。

そこで、合併に伴う行政合理化と並行して行政事務の民間委託の受け皿となる公社等を設立するとともに、施設の管理運営等の行政サービスの積極的な民間委託を進めます。また、福祉サービスや家事支援等、高齢化等の社会変化に対応した地域密着型サービスを実施する企業、組合、NPO等の育成に努めます。

一方、商業については、高齢者宅配事業等の地域密着型サービスの展開を促進するとともに、電子商取引への取り組みや電子商店街の構築などへの支援を行います。また、高齢者企業等の育成やSOHOへの支援を充実し、女性や高齢者等が就業しやすい環境づくりを進めます。

【商業・サービス業の育成】

施策項目	主な事業等
サービス業の振興	・行政サービスの外部委託による新しい雇用の場の確保（民間委託の受け皿となる公社等の設立） ・地域密着サービスを実施する企業、組合、NPO等の育成
商業の活性化	・中心市街地活性化事業の推進 ・高齢者宅配事業等の地域密着型サービスの展開 ・電子商取引への取り組みや電子商店街の構築などへの支援 ・高齢者企業等の育成やSOHOへの支援

(5) 多様な雇用・就労環境の実現

女性の社会進出や高齢社会の到来を背景として、新市においても、多様な就労形態への対応が課題となってきます。

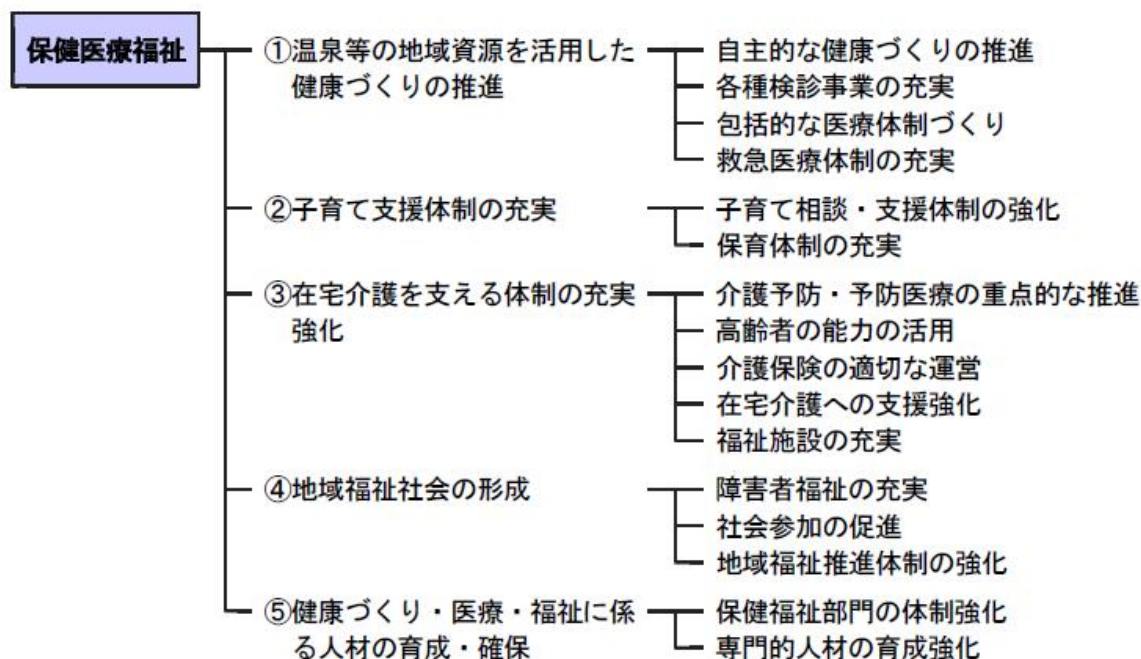
そこで、若年者の雇用・就労については、学校教育において職業体験などによる就労意識の高揚を図るとともに、県や公共職業安定所等関係機関との連携のもとで、求職者の価値観に対応した多種多様な就業形態の創出を図ります。

また、高齢者の雇用・就労については、シルバー人材センターの機能を強化し、就労機会の創出を図るとともに、障害者等の雇用については、事業所への啓発を強化し、就業機会の創出を図ります。

【雇用・就労環境の実現】

施策項目	主な事業等
多種多様な就業形態の創出	・学校教育における職業体験などによる就労意識の高揚 ・パートやアルバイトなど多種多様な就業形態の創出 ・U I J ターンフェアの開催
高齢者・障害者等の就業機会の創出	・シルバー人材センター登録及び活用の促進 ・事業者への啓発強化

4 保健医療福祉



(1) 温泉等の地域資源を活用した健康づくりの推進

温泉や海岸線、森林等の豊かな自然環境などの地域環境を十分に活用した健康づくり活動の推進が必要です。

そこで、市民の健康づくりへの参加促進に向け、温泉施設の整備充実や温泉を活用した健康づくりメニューの開発を進め、温泉資源を活用した健康づくりを積極的に推進します。また、総合型地域スポーツクラブの育成や軽スポーツの普及などを進め、日常的にスポーツや健康づくり活動に参加できる体制づくりを進めます。

一方、健康管理面については、基本健康診査等の充実を図るとともに、その検診結果のデータベース化や運動履歴等のデータベース化等を進め、個人の状況に応じた個別指導の充実を図ります。合わせて、健康推進員等の地域保健体制の充実や各種行事等を利用した健康管理事業等を推進することにより、健康管理に対する市民意識の高揚を図ります。

医療については、増大する医療費の適正化を図るため、医療機関や保健センター等と連携しながら健康の保持増進から病気の予防、診断、治療、リハビリテーションまでの包括的、総合的な保健・医療体制の充実に努めます。

救急医療については、医療機関や消防署など関係機関等との連携により、休日・夜間の初期救急医療体制をはじめ、第二次救急医療の充実を図ります。

【健康づくりの推進】

施策項目	主な事業等
自主的な健康づくりの推進	・医療・健康づくり等に活用するための多目的温泉施設の整備 ・各地区の公設温泉施設を利用した健康づくり事業の推進 ・海水や海岸線を利用したタラソセラピーの導入 ・新たな海水浴場の整備 ・花きを利用したアロマセラピーの導入 ・森林浴空間の整備 ・海洋深層水の事業化の検討 ・総合型地域スポーツクラブの育成や指導者の誘致・育成 ・体育館等のスポーツ施設利用の利便性の強化
各種検診事業の充実	・基本健康診査等の充実 ・検診結果のデータベース化や運動履歴等のデータベース化等による個人指導の強化 ・健康推進員等の地域保健体制の充実 ・健康管理に対する市民意識の高揚
包括的な医療体制づくり	・予防、診断、治療、リハビリテーションまでの包括的、総合的な保健・医療体制の充実 ・医療情報ネットワークの導入 ・保健センターの設置・充実
救急医療体制の充実	・休日・夜間医療の充実 ・医療機関や消防署など関係機関等との連携強化 ・高規格救急車の導入促進

(2) 子育て支援体制の充実

少子・高齢化が進む中、安心して子育てができる地域環境づくりとともに、仕事と子育てを両立できる地域の保育体制の充実が必要です。

そこで、家庭教育学級の開設や子育て相談員制度の導入等、保健センターを核とする子育てに関する相談・支援体制の強化に努めます。また、子育てサークルの育成やコミュニティ公園の整備など、交流の場づくりに努めます。

保育所については、延長保育や病後児保育などの事業内容の充実に努めるとともに、事業者等による保育所等の設置に対する支援などを行い、保育体制の充実を図ります。また、保育所のない地域については、保育サポーターの育成や学童保育の実施など、地域で支える保育体制の確立を図ります。

【子育て支援体制の充実】

施策項目	主な事業等
子育て相談・支援体制の強化	・家庭教育学級の開設や子育て相談員制度の導入等、子育てに関する相談・支援体制の強化 ・地域子育て支援センターの設置による子育てサークルの支

	援や情報提供の強化 ・各地区における児童公園等の設置 ・放課後児童クラブの育成 ・保育所、児童委員、母子保健推進員等との連携による子育て支援ネットワークの形成 ・乳幼児医療費助成事業の推進 ・母子歯科保健対策の実施 ・療育センターの充実強化
保育体制の充実	・乳幼児一時預かり事業の実施 ・延長保育、学童保育などの実施 ・保育所の整備充実

(3) 在宅介護を支える体制の充実強化

高齢化が進む中で、在宅を中心とする介護体制の確立が大きな課題となると同時に、介護を必要としない健康な高齢者で満ちあふれた社会づくりが必要です。

そこで、健康に一生を過ごせる健康長寿のまちづくりをめざし、行政、医療・福祉機関等が一体となって介護予防事業や予防医療の重点的推進を図ります。また、シルバー人材センターの充実など、高齢者の多種多様な技術・技能等を活用するための諸施策を進めます。

介護が必要な高齢者に対しては、制度に対する理解向上ならびにサービス利用の促進を図るとともに、介護サービス事業者に対しては事業エリアの拡大を進めるよう指導を充実します。合わせて、苦情・相談窓口機能の充実や市民参加による介護サービス評価制度の導入等を行い、介護サービスの質の充実を図ります。

また、在宅介護を支える介護家族等に対しては、介護負担を軽減し家庭で介護ができるような支援策の強化を図ります。一方で、家族による在宅介護が困難な高齢者等も多いことから、自宅に替わる在宅介護機能を持つ施設の充実を図ります。

【高齢者福祉の充実】

施策項目	主な事業等
介護予防・予防医療の重点的な推進	・温泉入浴補助事業の統一的な実施 ・行政、医療・福祉機関等が一体となった取り組みの実施
高齢者の能力の活用	・シルバー人材センターの充実 ・高齢者クラブ等の活動への助成
介護保険の適切な運営	・在宅サービス事業者の参入促進及び事業エリアの拡大促進 ・介護保険施設の整備 ・介護保険サービスの評価制度の導入 ・介護支援専門員の育成・支援
在宅介護への支援強化	・在宅介護支援センターの適切な運営 ・在宅支援アドバイザー整備事業の実施

	・生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施 ・生きがい対応型デイサービス事業の実施 ・生活支援移送サービス事業の実施 ・紙おむつ支給給付事業の実施 ・給食サービスの継続的な実施 ・緊急通報装置設置事業の実施 ・寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業の実施
福祉施設の充実	・自宅に替わる在宅介護機能を持つ施設の充実 ・介護福祉施設サービス事業の実施 ・短期入所生活介護支援事業の実施

(4) 地域福祉社会の形成

高齢化が進む中で、市民がともに助け合い、支え合う地域社会を形成していくことが必要です。

そこで、高齢者及び障害者（身体・知的・精神）福祉については、各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めるとともに、社会復帰施設の拡充や障害者の社会参加に向けた取り組みを強化します。また、公共施設をはじめ公共性の高い施設等のバリアフリー化を促進します。

福祉の推進体制については、社会福祉協議会を統合し体制を強化するとともに、ボランティア・NPOの育成等新たな事業の導入による機能強化を図ります。さらに、なのはな館等の拠点施設を活用した介護体験やホームヘルパー育成教室等の開催などにより、市民総ヘルパーのまちづくりを進めます。

【社会福祉の充実】

施策項目	主な事業等
障害者福祉の充実	・障害者等に対する相談体制の充実 ・医療費助成の継続的な実施 ・更生医療・補装具給付事業の実施 ・特別障害者手当等事業の実施 ・障害者日常生活用具給付等事業の実施 ・障害者居宅生活支援事業の実施 ・障害者施設訓練等支援事業の実施
社会参加の促進	・公共施設をはじめとした公共性の高い施設等のバリアフリー化 ・社会復帰のための公共施設の活用
地域福祉推進体制の強化	・社会福祉協議会の統合による体制の強化 ・地域福祉計画の策定 ・民生委員の資質向上のための支援 ・ボランティア・NPOの育成 ・なのはな館等の拠点施設を活用した介護体験やホームヘルパー育成教室等の開催

(5) 健康づくり・医療・福祉に係る人材の育成・確保

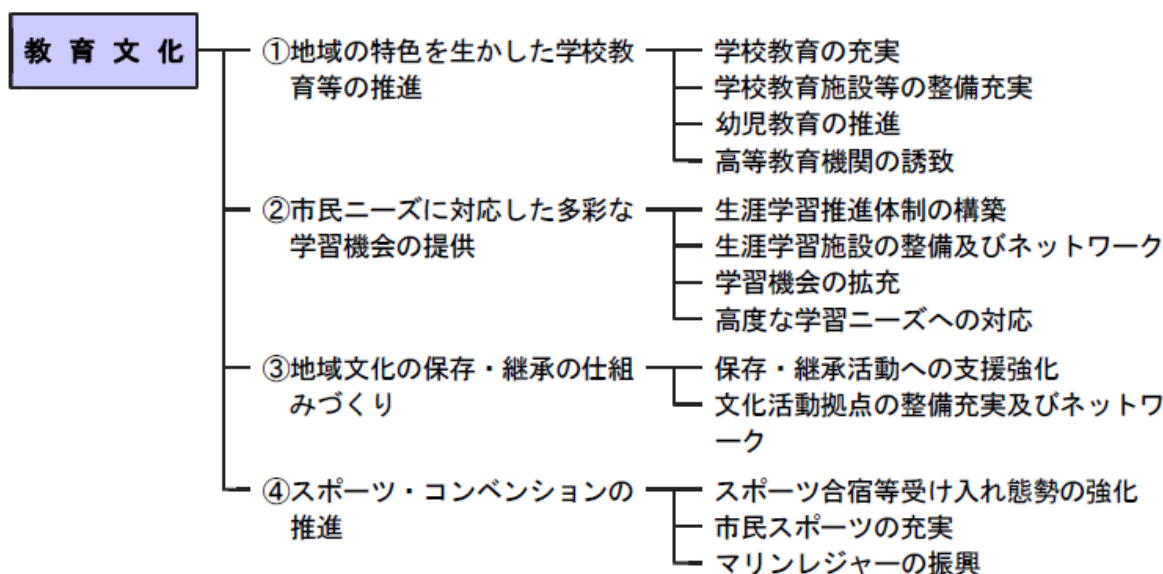
健康づくりや医療・福祉の充実には、市民ニーズにきめ細かく対応できるような体制および仕組みが重要であり、それを支える様々な人材の育成・確保が必要です。

そこで、保健師・社会福祉士等の充実・確保を図るとともに、保健センターを設置・充実するなどして、保健福祉部門の体制強化を図ります。また、民間の医療・福祉機関の人材の充実については、在宅看護師等の人材バンクの整備や、作業療法士・理学療法士等の専門的人材の育成についての支援を行います。また、関連する高等教育機関等の誘致等に努めるなど、必要な人材を地元で育成する体制づくりを進めます。

【人材の育成・確保】

施策項目	主な事業等
保健福祉部門の体制強化	・保健センターの設置・充実
専門的人材の育成強化	・保健師・社会福祉士等の充実・確保 ・在宅看護師等の人材バンクの整備 ・作業療法士・理学療法士等の専門的人材の育成への支援 ・関連する高等教育機関等の誘致

5 教育文化



(1) 地域の特色を生かした学校教育等の推進

学習指導要領の大幅な見直しや学校週5日制など、学校教育を巡る環境は大きく変化している中で、学校を中心に、家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制づくりが必要となっています。

そこで、小中学校の学習内容については、少人数習熟度別学習等により、基礎学力の定着をめざしつつ、個人を大切にする教育を進めます。また、地域の人材を活用した郷土教育の充実を図るとともに、自然環境等を生かした体験学習の充実を図るなど、心の教育を含めた地域に根ざした教育を推進します。合わせて、国際化・情報化社会に対応し、全学校における情報教育・語学教育の体制および内容の充実強化を図ります。

一方、教育環境については、学校の校舎等の施設の段階的な改修や情報機器の整備充実を図るとともに、地域との交流や施設の効率的な活用の視点から、学校施設の地域生涯学習拠点としての整備ならびに利用促進を図ります。

幼児教育については、教職員研修の充実により、サービス内容の拡大に努めます。また、幼稚園・小学校の連携をさらに進め、幼児教育の内容充実を図ります。

さらに、高等教育機関については、観光、情報、保健等、地域社会や地域産業からの人材育成ニーズが高い分野について関連する高等教育機関の誘致を進めます。

【学校教育等の推進】

施策項目	主な事業等
学校教育の充実	・少人数習熟度別学習等による基礎学力の定着 ・地域の人材を活用した郷土教育の充実

	・自然環境等を生かした体験学習の充実 ・全学校における情報教育・語学教育の体制および内容の充実強化 ・不登校児童生徒支援事業の実施 ・スクールカウンセラーの配置 ・各種交流事業の推進
学校教育施設等の整備充実	・学校校舎等の施設の段階的な改修、維持補修の実施 ・情報機器の整備充実 ・校内LANの構築 ・体育館やプールなどの段階的な改修、維持補修の実施 ・給食センターの整備・合理化 ・学校施設の地域生涯学習拠点としての整備ならびに利用促進
幼児教育の推進	・幼稚園就園奨励事業による就園への経済的支援の実施 ・就園前教育相談の実施 ・保育所等との連携による地域子育て支援ネットワークの形成 ・幼稚園と小学校との連携による体系的な教育体制の構築 ・教職員研修の充実
高等教育機関の誘致	・観光、情報、保健など地域社会や地域産業からのニーズが高い分野に関連する高等教育機関の誘致

(2) 市民ニーズに対応した多彩な学習機会の提供

自由時間が増大し、市民の自己実現の欲求が高まる中で、市民の生涯学習に対する意欲は高まると同時に、多様化しており、いつでもどこでもだれもが学べる環境づくりが必要となっています。

そこで、生涯学習の基盤となる施設・設備等については、新市における生涯学習活動の中核拠点を整備するとともに、各地区の生涯学習・文化の拠点施設の設備等の充実に努めつつ、図書・資料等のデータベース化およびネットワーク化を進めます。

また、学習機会については、生涯学習講座の多様化ならびに柔軟な運営体制を構築することにより、参加者の拡充を図ります。また、大学等との連携によるサテライトキャンパスの設置や公開講座の開催などを通じて、より高いレベルの学習ニーズへの対応を図ります。

【生涯学習の充実】

施策項目	主な事業等
生涯学習推進体制の構築	・生涯学習、地域活動、宿泊学習などの複合的な拠点施設の整備
生涯学習施設の整備及びネットワーク	・多目的運動場の整備 ・総合体育館の建設 ・武道館の建設

	・各地区の生涯学習・文化の拠点施設の設備等の充実 ・各地区における生涯学習施設のネットワーク化
学習機会の拡充	・関係機関との連携による多様な学習機会の提供 ・高等教育機関・専門学校等のサテライトキャンパスの立地促進 ・ライフステージに応じた学習プログラムの開発 ・生涯学習ボランティア登録制度による学習成果の地域還元促進
高度な学習ニーズへの対応	・図書・資料等のデータベース化 ・学習グループに対する出前講座等の実施

(3) 地域文化の保存・継承の仕組みづくり

地域の伝統芸能や文化は、それぞれの地域に根ざしたものであると同時に、地域の特色でもあることから、引き続き保存・継承への取り組みを進める必要があります。

そこで、有形・無形文化財の保存・継承活動に対する物心両面からの支援を強化するとともに、映像化等による記録・保存活動を進め、教育や観光等への効果的な活用を図ります。

また、各地区における文化活動の拠点となる施設の整備充実を図るとともに、これらの施設の総合的なネットワーク化を図ります。

【地域文化の保存・継承】

施策項目	主な事業等
保存・継承活動への支援強化	・有形、無形文化財の保存・継承活動への支援強化 ・文化資源の映像化等による記録・保存活動の推進
文化活動拠点の整備充実及びネットワーク	・各地区における文化活動の拠点となる施設の整備充実 ・各地区の文化施設のネットワーク化

(4) スポーツ・コンベンションの推進

新市は温暖な気候と豊富な温泉資源、充実したスポーツ施設があり、従来からプロスポーツのキャンプを含めたスポーツ合宿等が盛んに行われています。高齢化が進み、健康に対する意識が高まる中、スポーツに対するニーズはますます高くなることが予想され、新市においてもスポーツ合宿等の推進を図るとともに、市民が広くスポーツに楽しめるまちづくりを進める必要があります。

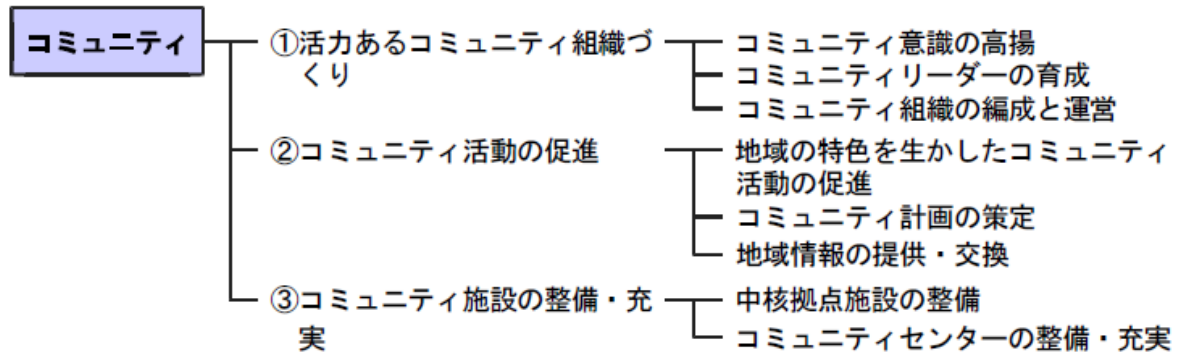
そこで、スポーツ合宿等のさらなる充実を図るために、拠点施設整備および関連する人材の育成・確保に努めます。また、スポーツ大会の開催や関連イベントの充実など、地域に根ざした活動を拡充します。

一方で、スポーツ交流の推進と合わせて市民がスポーツを楽しむまちづくりを進めるために、総合型地域スポーツクラブの育成等を図るとともに、多くの市民がスポーツに参加できる体制づくりを進めます。また、海水浴場の整備やサーフィンやヨット等の拠点施設の整備など、マリンレジャーの振興を図ります。

【スポーツ・コンベンションの推進】

施策項目	主な事業等
スポーツ合宿等受け入れ態勢の強化	・拠点施設の整備充実 ・関連する人材の育成・確保 ・ホテルなどとの連携によるスポーツ合宿に関連する機能の充実
市民スポーツの充実	・総合型地域スポーツクラブの育成 ・地域に根ざしたスポーツ大会の開催や関連イベントの充実による日常的にスポーツを楽しめる環境づくり
マリンレジャーの振興	・新たな海水浴場の整備 ・サーフィンやヨット等の拠点施設の整備

6 コミュニティ



(1) 活力あるコミュニティ組織づくり

市民の身近な生活の場であるコミュニティは、まちづくりの基盤として重要な役割を担うことが求められており、コミュニティ活動の活性化が必要です。

そこで、青年、女性、高齢者等の各種組織の新市での統合を進めるとともに、各地域における組織の充実を図り、自主的な住民活動の活性化を図ります。また、活動を促進するために、行政において新たに地域振興部門を設けるとともに、住民自治活動の核となる人材の育成やNPOなど新たな組織形成を促進します。

【コミュニティ組織の育成】

施策項目	主な事業等
コミュニティ意識の高揚	・ 広報活動などを通じてコミュニティの重要性のPR
コミュニティリーダーの育成	・ 住民自治活動の核となる人材の育成 ・ 各種研修や教育事業などの実施
コミュニティ組織の編成と運営	・ 青年、女性、高齢者等の各種組織の統合促進 ・ 行政における地域振興部門の設置 ・ NPOなど新たな組織形成の促進

(2) コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動を活発化させるためには、地域のことは地域自らが考え実践することを重視するとともに、行政施策に反映できる仕組みを構築することが必要です。

そこで、コミュニティ活動の支援については、地域の問題点や課題を把握・整理するとともに、今後の活動や地域づくりの方向を示したコミュニティ計画の策定を促進します。また、計画内容が行政施策に反映されるよう地域住民と行政の意見交換の場を充実します。

【コミュニティ活動の促進】

施策項目	主な事業等
地域の特色を生かしたコミュニティ活動の促進	・文化・スポーツ活動をはじめ地域福祉や地域教育など地域の特色を生かしたコミュニティ活動の促進 ・公共施設アダプト制度の導入
コミュニティ計画の策定	・コミュニティ計画策定への支援 ・計画に関する住民と行政の意見交換の実施
地域情報の提供・交換	・コミュニティ活動などに関する情報の提供・交換機能の充実 ・広聴・広報活動の充実 ・情報公開の推進

(3) コミュニティ施設の整備・充実

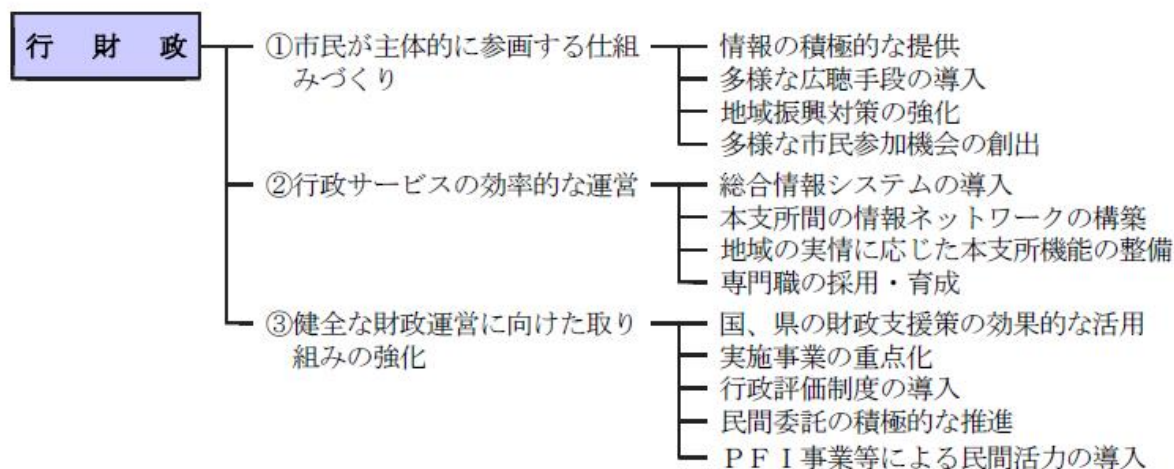
各地区の公民館などの整備とともに、新市全域の連携・交流を促進するために、コミュニティ活動の中核的な機能を有する施設の整備が必要です。

そこで、コミュニティ施設等については、活動の中核拠点となる施設の整備を進めるとともに、各地区においても計画的な施設の整備を進め、交流機能をはじめ地域ニーズに対応した機能の充実に努めます。

【コミュニティ施設の整備・充実】

施策項目	主な事業等
中核拠点施設の整備	・コミュニティ活動の中核的な機能を有する施設の整備
コミュニティセンターの整備・充実	・各地区におけるコミュニティセンターの計画的な整備 ・各地区におけるコミュニティセンターの適切な維持管理

7 行財政



(1) 市民が主体的に参画する仕組みづくり

これからのまちづくりは、市民と行政が連携し、協働で実行していくことが求められています。

そこで、広報紙の充実や地域説明会、ホームページ等多様な手段による広報活動を進めるとともに、地域審議会等の設置、アンケートの実施、市民との双方向による電子会議の導入など、多様な広聴手段を確立します。また、情報公開条例に基づく情報公開制度の円滑な運用により、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、市民参画の指針等を定めるとともに、地域振興部門を設け、市民と行政との協働による地域振興計画の策定を通して、市民の声を行政施策へ反映することに努めます。

さらに、公設民営による施設整備や行政サービスの外部委託、市民公募制による市民参加による事業計画の立案などを積極的に導入し、市民が主体的に地域づくりに参画する仕組みづくりを進めます。

【市民参画の仕組みづくり】

施策項目	主な事業等
情報の積極的な提供	・ 情報公開条例の制定 ・ 情報公開制度の円滑な運用 ・ 広報紙の充実
多様な広聴手段の導入	・ ホームページによる広報 ・ 市民との双方向による電子会議の導入
地域振興対策の強化	・ 地域審議会等の設置 ・ 地域振興計画の策定による地域振興対策の強化 ・ 地域振興部門の設置

多様な市民参加機会の創出	・男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの実施 ・各種審議会等への女性登用 ・公設民営による施設整備の導入 ・行政サービスの外部委託の導入 ・市民公募制による市民参加による事業計画の立案
--------------	---

(2) 行政サービスの効率的な運営

合併による効果を最大限発揮し、高度な行政サービスを実行していくためには、適正な費用で最大限の効果を生む効率的な行政運営が求められています。

そのため、電子自治体の構築を進め、合併に関する各種支援策の効果的な活用により行政の情報化を推進し、行政事務の効率化を図ると同時に、住民サービスの利便性向上を図ります。

また、行政組織については、管理部門を中心に合理化を図りながら、専門的な事業体制を確立します。支所については、保健福祉等の市民サービス部門を中心に体制の充実を図るとともに、地域の特性に応じた部署の配置を進めます。新庁舎については、新市において建設の是非についての検討を進めます。

また、職員体制については、新市の規模にふさわしい適正人員への円滑な移行と合わせて、事務改善を進めながら効率的な整備を進めます。外郭団体等については、統廃合を進める一方で、施設等の維持管理のための公社等の充実を図ります。

さらに、事業の推進にあたっては、行政評価システムを導入し、施策の効果や市民の満足度等を十分に反映した行政運営を目指します。

【行政サービスの効率的な運営】

施策項目	主な事業等
総合情報システムの導入	・総合情報システムの導入による電子自治体の構築
本支所間の情報ネットワークの構築	・管理部門の集約及び合理化 ・本支所間の情報ネットワークによる市民サービスの向上
地域の実情に応じた本支所機能の整備	・保健福祉部門の設置 ・農林水産業部門の支所への設置など、地域の実情に応じた支所機能の整備 ・新庁舎建設の是非についての検討
専門職の採用・育成	・農林水産業面への専門職の配置 ・保健福祉面への専門職の配置

(3) 健全な財政運営に向けた取り組みの強化

地方分権の進展により、自治体独自での政策形成の必要性が増大するとともに、行政の透明性や財源の効率的運営が求められています。

そこで、歳入の安定確保に向け、合併特例債や国、県等の財政支援策を積極的に活用するとともに、公共料金等については国の支援策を活用しながら、極端に負担が大きくなる地域がないような形での料金の統一を進めます。

歳出面については、地域性を十分に考慮した重点的な投資や補助事業効果の検証など、事業効果を十分に考慮した歳出を行うと同時に、行政評価制度を導入するなどして、効率的かつ効果的な歳出を進めます。

さらに、行政事務の受け皿となる組織等の育成に努めるとともに、民間による事業推進を促進する事業方式を積極的に導入し、最小の費用で最大の効果が実現できる財政運営を目指します。

【健全な財政運営】

施策項目	主な事業等
国、県の財政支援策の効果的な活用	・ 合併に関する財政支援措置の効果的な活用
実施事業の重点化	・ 地域性等を十分に考慮した重点的な投資 ・ 補助事業の効果の検証による効率的かつ効果的な事業実施
行政評価制度の導入	・ 行政評価制度の導入
民間委託の積極的な推進	・ 行政サービスの民間委託による新たな民間需要の喚起 ・ 外部委託の積極的な実施及びその受け皿となる公社等の設立
P F I 事業等による民間活力の導入	・ 公設民営やP F I 事業の導入検討 ・ 費用対効果を十分考慮した事業方式の検討

第5章 県事業の推進

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら、次に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

【県事業一覧】

分 野	事 業 名	事業箇所	事業年度
社会基盤			
道路	道路整備事業	(包括的事業)	
	地方特定道路整備事業 額娃宮ヶ浜線	指宿市 大迫	H12～H18
	県単道路整備（交付金）事業 下里湊宮ヶ浜線	指宿市 下吹越	H14～H17
	県単道路整備（交付金・街路）事業 渡瀬通線	指宿市	H16～H21
	県単道路整備（交付金・街路）事業 湯山丈六線	指宿市 十二町	H15～H18
河川・砂防	海岸侵食対策事業 川尻海岸	開聞町	H11～H20
	火山砂防事業 南迫田川	指宿市	H15～H17
港湾等	海岸環境整備事業	(包括的事業)	
	港湾整備事業	(包括的事業)	
生活環境			
消防	石油貯蔵施設周辺地域整備事業（消防施設整備事業）	(包括的事業)	
産業			
農業	中山間地域総合整備事業（一般型）	(包括的事業)	
	活力あるむらづくり支援事業	(包括的事業)	
	県営農村振興総合整備事業（むらづくり基盤型）	(包括的事業)	
	かごしま園芸タウン産地拡大事業	(包括的事業)	
	地域農業システム化総合対策事業	(包括的事業)	
	県営ほ場整備（担い手育成型） 開聞地区	開聞町	H12～H17
	新技術導入促進ほ場整備 開聞地区	開聞町	H12～H17
	畑地帯総合整備（土層改良型） 開聞地区	開聞町	H12～H17
	畑地帯総合整備（土層改良型） 今和泉地区	指宿市	H13～H17

分 野	事 業 名	事業箇所	事業年度
産業（つづき）			
農業	広域営農団地農道整備 南薩東部 3 期	指宿市・開聞町	H15～H22
	農免農道整備 新西方 2 期	指宿市	H15～H17
	農免農道整備 成川	山川町	H15～H26
	県営湛水防除 塩入	指宿市	H15～H17
漁業	県単漁場施設整備事業	(包括的事業)	
	広域漁港整備事業（魚礁設置事業）	(包括的事業)	
	県単漁港整備事業	(包括的事業)	
	今和泉漁港広域漁港整備事業	指宿市	H14～H20
	川尻漁港地域水産基盤整備事業	開聞町	H13～H22
	山川漁港広域漁場整備事業	山川町	H13～H19
	今和泉漁港環境整備事業	指宿市	H13～H17

第6章 公共的施設の統合整備に関する事項

1 公共的施設統合整備の基本的考え方

公共施設の整備については、これまでの住民生活に急激な変化がないように十分留意し、また、それぞれの地域の特性や地域間のバランス、さらに財政事情等を考慮しつつ、計画的に推進していくこととします。

また、統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化を主眼とし、既存の公共的施設の有効活用等を基本に、住民サービスの低下を招かないように配慮するとともに、不用の施設は解体（除却）することを基本とします。その際、運営・管理等は、民間事業者、ボランティア・NPO等、民間活力を活用できるものについては、積極的に導入していくものとします。

さらに、新庁舎の建設については、新市において建設の是非について検討します。

第7章 財政計画

新市の財政計画は、平成18年度から令和7年度までの20年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績、人口推移等を勘案して推計し、普通会計ベースで策定したものです。

策定においては、合併後の20年間及びそれ以降、新市の健全な財政運営を堅持することを前提とし、合併特例債等の財政支援措置を考慮しています。

各項目の前提については、次のとおりです。

1 歳入

(1) 地方税

過去の実績及び税制改正の影響、人口推移などを考慮して推計しています。

(2) 地方譲与税

令和2年度決算見込額等を基本に、森林環境贈与税の贈与額の前倒しを考慮して推計しています。

(3) 利子割・配当割・株式交付金

令和2年度決算見込額等を基本に過去の実績を考慮して推計しています。

(4) 法人事業税交付金

令和2年度決算見込額等を基本に交付対象月数を考慮して推計しています。

(5) 地方消費税交付金

令和2年度決算見込額等を基本に今後の動向を考慮して推計しています。

(6) ゴルフ場利用税交付金

令和2年度決算見込額と同額で推計しています。

(7) 自動車取得税交付金

令和元年度で廃止としています。

(8) 環境性能割交付金

令和2年度決算見込額と同額で推計しています。

(9) 地方特例交付金

令和2年度決算見込額と同額で推計しています。

(10) 地方交付税

普通交付税については、合併算定替が終了する令和3年度見込額と同額で推計しています。

(11) 交通安全対策特別交付金

令和2年度決算見込額と同額で推計しています。

(12) 分担金及び負担金

令和2年度決算見込額と同額で推計しています。

(13) 使用料及び手数料

令和２年度は、決算見込額とし、令和３年度以降は、過去の実績を勘案して推計しています。

(14) 国庫支出金

扶助費に係るものについては今後の見込みから算出し、その他分については過去の実績等の財源割合から推計しています。

(15) 県支出金

扶助費に係るものについては今後の見込みから算出し、その他分については過去の実績等の財源割合から推計しています。

(16) 財産収入

令和２年度決算見込額と同額で推計しています。

(17) 繰入金

特定目的基金については、目的となる歳出に合わせて推計し、財源調整を目的とする基金については、収支のバランスや基金残高を勘案し推計しています。

(18) 諸収入

令和２年度決算見込額等を基本に終期を迎えるものを考慮し推計しています。

(19) 地方債

通常債及び合併特例債については、普通建設事業量等に対応し推計しています。

2 歳 出

(1) 人件費

令和 2 年度決算見込額を基本に統計調査業務を考慮して推計しています。

(2) 物件費

今後の動向を考慮して推計しています。ただし、削減の努力は継続的に実施します。

(3) 維持補修費

過去の実績に基づき推計しています。

(4) 扶助費

過去の実績及び今後の動向を考慮して推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績及び指宿南九州消防組合、指宿広域市町村圏組合、公共下水道事業会計の事業計画を考慮して推計しています。

(6) 公債費

令和元年度以前の借入れに伴う償還額に、令和 2 年度以降の新たな借入れに伴う償還額を勘案して推計しています。

(7) 積立金

当該年度に余剰金が生じた場合、又は基金運用利息について、積立金として推計しています。

(8) 投資及び出資金、貸付金

過去の実績及び今後の動向を考慮して推計しています。

(9) 繰出金

過去の実績及び今後の動向を考慮して推計しています。

(10) 普通建設事業費

新市建設計画に基づき財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。

【年度別財政計画表（20 年間）】

1 歳入

（単位：百万円）

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地 方 税	3,933	4,242	4,329	4,171	4,094	4,189	4,196	4,184	4,253	4,148	4,262	4,248	4,272	4,290	4,129	4,122	4,134	4,136	4,070	4,082
地 方 譲 与 税	553	250	240	225	218	214	200	190	182	190	189	187	188	194	202	202	206	206	210	210
利子割・配当・株式交付金	25	28	19	15	16	13	10	18	34	25	13	23	21	15	11	13	13	13	13	13
法 人 事 業 税 交 付 金															27	19	19	19	19	19
地 方 消 費 税 交 付 金	416	407	381	393	392	385	381	378	460	816	727	754	776	731	694	767	767	767	767	767
ゴルフ場利用税交付金	17	14	11	7	5	6	6	6	6	5	5	5	5	6	3	3	3	3	3	3
自動車取得税交付金	73	67	61	37	32	26	32	29	12	18	23	32	33	17	0	0	0	0	0	0
環 境 性 能 割 交 付 金														5	6	6	6	6	6	6
地 方 特 例 交 付 金	83	29	41	51	60	53	11	11	9	13	14	17	19	54	25	25	25	25	25	25
地 方 交 付 税	7,747	7,293	7,449	7,419	8,003	8,010	7,999	7,923	7,940	7,932	7,927	7,699	7,749	7,752	7,559	7,474	7,474	7,474	7,474	7,474
交通安全対策特別交付金	9	10	9	9	8	9	9	8	7	7	7	7	6	5	7	7	7	7	7	7
分 担 金 及 び 負 担 金	253	220	275	357	270	264	252	230	235	209	211	199	178	186	93	93	93	93	93	93
使 用 料 及 び 手 数 料	716	601	608	592	484	542	544	535	544	560	585	595	599	581	530	580	580	580	580	580
国 庫 支 出 金	1,834	2,101	2,354	3,314	3,361	2,836	2,567	3,145	2,832	3,455	2,962	3,019	2,894	3,043	3,046	3,042	3,055	3,069	3,082	3,113
県 支 出 金	1,257	1,374	1,326	1,385	1,690	1,621	1,737	1,621	1,823	1,845	2,093	2,132	1,812	2,066	2,059	2,066	2,072	2,079	2,086	2,093
財 産 収 入 ・ 寄 附 金	88	78	54	53	236	132	60	83	109	327	665	603	737	1,415	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539
繰 入 金	544	917	356	127	90	149	166	48	347	572	1,293	1,254	1,082	1,580	2,611	1,110	1,221	1,221	1,120	1,129
繰 越 金	131	216	230	1,145	468	501	393	408	528	554	742	728	533	545	400	400	400	400	400	400
諸 収 入	260	259	270	259	401	356	234	273	267	299	347	401	272	430	243	243	234	225	225	225
地 方 債	1,922	2,715	2,474	2,239	2,312	2,667	2,640	2,186	2,148	2,857	3,209	3,728	4,173	3,334	6,300	4,220	3,780	2,500	2,500	2,500
歳 入 合 計	19,861	20,821	20,487	21,798	22,140	21,973	21,437	21,276	21,736	23,832	25,274	25,631	25,349	26,249	29,484	25,931	25,628	24,362	24,219	24,278

2 歳出

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
人 件 費	4,477	4,293	4,170	3,982	3,995	3,943	3,810	3,639	3,757	3,539	3,330	3,182	3,199	3,303	3,804	3,787	3,787	3,787	3,787	3,804
物 件 費	2,151	2,072	1,880	1,969	1,941	2,014	1,971	2,101	2,332	2,610	2,633	2,573	2,853	3,190	3,568	3,567	3,566	3,565	3,564	3,563
維 持 補 修 費	80	73	64	73	82	88	92	88	83	93	83	88	97	95	95	95	95	95	95	95
扶 助 費	3,004	3,136	3,015	3,286	3,733	3,840	3,845	3,906	4,164	4,374	4,696	4,787	4,671	4,782	4,754	4,780	4,807	4,833	4,861	4,888
補 助 費 等	1,664	1,741	1,617	2,459	1,596	1,626	1,897	1,697	1,735	2,009	2,321	2,311	2,088	2,614	2,660	2,971	2,981	2,859	2,830	2,773
公 債 費	3,290	3,250	3,204	3,075	2,843	2,909	2,854	2,723	2,725	2,714	2,803	2,845	2,900	2,934	2,840	2,801	2,684	2,776	2,956	2,974
積 立 金	27	550	539	324	1,224	848	352	633	426	473	749	615	292	706	636	630	630	629	628	627
投資及び出資金、貸付金	27	268	29	25	26	26	26	26	27	21	17	18	11	125	85	67	32	13	11	11
繰 出 金	2,201	2,211	2,164	2,274	2,219	2,359	2,804	2,598	2,625	2,875	3,001	2,785	2,872	2,533	2,485	2,468	2,451	2,433	2,446	2,459
普 通 建 設 事 業 費	2,514	2,786	2,390	3,463	3,580	3,426	2,878	2,887	2,888	3,773	4,393	5,474	5,381	4,916	8,557	4,765	4,595	3,372	3,041	3,084
歳 出 合 計	19,435	20,380	19,072	20,930	21,239	21,079	20,529	20,298	20,762	22,481	24,026	24,678	24,364	25,198	29,484	25,931	25,628	24,362	24,219	24,278

用語説明

ア行

- I S O 1 4 0 0 1 : 環境規格の一つで、I S O (国際標準化機構) が 1 9 9 6 年から I S O 14000 シリーズとして発効させた、環境管理などに関する国際規格のこと。
- アダプト制度 : 「アダプト (Adopt)」とは、英語で「養子縁組」のことを意味し、アダプト制度とは道路や公園等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、住民、団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設の一部 (区域等) を責任をもって保守管理をしていく制度のこと。
- アロマテラピー : 芳香性の物質を使用する治療・健康法。心理的作用が大きく、ストレスの緩和などに効果がある療法。
- アンテナショップ : 新商品を試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きを持つことからいう。パイロットショップともいう。
- インキュベート : 人工孵化する、卵をかえすの意。ここでは、ベンチャービジネスを軌道に乗せるまでの施設・機器・資金などの援助を行う組織・機能のこと。
- インフラ : インフラストラクチャーの略で、産業や社会の基盤となる道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの総称。
- N P O : non profit organization の略で、非営利組織と訳す。医療・福祉、環境、文化・芸術等のあらゆる分野において営利を目的としない民間の組織のこと。

カ行

- グリーン・ツーリズム : 主に都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動のこと。
- コミュニティ : 人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。
- コミュニティバス : 地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービス。
- コミュニティビジネス : 地域住民などが中心となって、地域において事業を展開することにより、地域社会が抱える課題を解決していこうとする取り組み。

サ行

- サテライトキャンパス : 大学等が本来の大学構内とは別の地域で、その地域に居住する一般人を対象とする授業等を行うこと。講座開設時に参加者を募集し、単位取得等もできるなど、専門的な教育を行う点が公開講座等と異なる。
- スクールカウンセラー : 学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う者。
- スポーツ・コンベンション・シティ : コンベンションは集会や代表者大会のことを指し

ており、スポーツ・コンベンション・シティはスポーツを通じて多くの人が集まるまちのこと。

- 生分解性マルチ：生分解性プラスチックでできた農業用のマルチビニールのこと。生分解性プラスチックは土中や水中の微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解されるプラスチックのこと。
- ゾーニング：県や市町村等の一定の地域の中を、自然条件や社会条件、地域の振興方向などが共通する複数の地区に分けること。
- S O H O：small office home office の略。社員が数人の少人数事務所や自宅を事務所にする在宅勤務者などの総称。

タ行

- タラソテラピー：海洋療法のこと。海水や海藻等を使用する療法に加え、海洋地域の気候や雰囲気等が人々に与える心理的効果などを総合的に活用して効果をあげる療法。
- 電子自治体：自治体への届け出申請などの行政手続きをインターネット等で行うことができる仕組み。
- 電子商取引：インターネット等のコンピューターネットワークを受発注などに用いた取引のこと。

ハ行

- パートナーシップ：友好的な協力関係。
- バリアフリー：高齢者や障害者等の活動の場をひろげ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味。
- P F I：private finance initiative の略で、これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に、民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法のこと。
- フィッシャーマンズワープ：新鮮な魚介類を提供する物販スペースや、水産加工品店、魚惣菜店、レストランなどが立地する、観光と漁業の融合した複合施設。
- ポケットパーク：商店街等の一角などに設けられる小公園。
- ポテンシャル：可能性として持っている能力。潜在的な力。

ラ行

- ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、人生のそれぞれの段階。
- リハビリテーション：障害者や事故・疾病で後遺症が残った者などを対象とし、その能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。社会復帰。リハビリ。
- リサイクルプラザ：地方公共団体などが運営するリサイクル施設で、家庭から出た家具や電化製品などを修繕・保管・展示し、交換・販売する施設を併設する施設。